

○第1次締切(～2/24)までに寄せられた質問事項への回答

平成26年3月5日現在

| | 質問事項 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | 1. 参考資料の「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(秘密指定)」、秘密指定の有効期間(機密解除の期間)についても、比較欄を設けるべきである。 | ● 御指摘を踏まえ、別添1のとおり修正いたしました。 |
| 2 | 2. 参考資料の「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(適性評価)」について、 (1)適性評価に関する判断基準と調査事項とは密接に関係するものの、実際には異なっていることから、これを区別しなくてよいのかという点。 (2)本法の対象者のところで、「契約業者の役職員」となっているものの、法第5条第5項における「従業者」の方がよいのではないか。 (3)米国の対象者のところで、「連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者」とあるが、表現が不正確であるので、訂正した方がよいこと。 (4)米国の「調査区分とそれに応じた調査内容の差異」のところで、(i)「調査区分」につき、少なくとも「機微区画情報へのアクセス」を入れておいた方がよいこと、(ii)「調査内容の違い」における【調査事項】のところの「区分にかかわらず同一。」という記載は誤りであるので、訂正すべきこと、(iii)「調査内容の違い」における【調査手法】のところの「ポリグラフ検査」は、連邦政府職員等についてはそのとおりであるが、契約業者の従業者等に対して実施できる行政機関は限定されているので、※による注があるように思えること、(iv)同じところで、「配偶者・同居人について国家機関のデータでのチェック」との記述は、調査のひとつとして民間の大手信用調査会社へ信用情報調査を行っていることから、不正確であるので修正すべきこと。 | (1)について ● 調査事項は各国の質問票等を基に、各国の対比ができるよう、質問票の質問項目の概要を記載したものです。なお、米国では、「秘密情報へのアクセス適格性決定のための判定ガイドライン」を公表していますが、英国、独、仏については、このような適性評価の評価基準を公表しておらず、事務局においてもこれを承知していません。そのため、表には評価基準は記載しておりません。 (2)について ● 御指摘を踏まえ、別添1のとおり「従業者」に修正しました。 (3)について ● 御指摘の趣旨を改めて御教示いただければ幸いです。なお、行政府以外の立法府や司法府の職員のクリアランスの具体的な根拠については調査中です。 (4)について (i) 御指摘を踏まえ、別添1のとおり修正いたしました。 (ii) 本件資料の中の調査事項は、質問票の項目を指しており、米国の場合は秘密区分にかかわらず、質問票はstandard form86iに統一されているため、「区分にかかわらず同一。」と考えています。 (iii) ポリグラフ検査については、ポリグラフ検査が承認されている行政機関においてのみ実施されていると承知していますが、その概要がどのようなものかについては、調査中です。そのため、現時点では別添1の記載としました。 (iv) 米国の秘密情報アクセスに関する背景調査基準にある、極秘や機微区画情報のアクセス適格性決定のために用いられるスタンダードB (Single Scope Background Investigation(SSBI))では、配偶者や同居者がいる場合には国家機関によるチェックを行うと記載されていますが、信用情報機関への調査の実施については記載されていないため、別添1のとおりとしました。(配偶者についての民間の大手信用調査会社への信用情報調査について、御教示いただければ幸いです。) |
| 3 | 3. 第3に、諸外国との比較のうち、秘密指定と適性評価につき、※でこれら4国はNATO加盟国で、NATOに関しては統一された秘密保全制度があることに言及すべきではないか。 | ● 御指摘を踏まえ、記載を追加しました(別添1参照)。 |
| 4 | 4. 「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(罰則)」について、 (1)米国については、これ以外にも規定があるので、各欄に「等」を入れた方がよい、(2)英国・独・仏におけるこれらの刑罰や、その根拠規定から、軍事刑法における刑罰が抜けているのでは。 | ● 御指摘を踏まえ、現在調査中です。なお、諸外国制度の調査には時間を要することが予想されますので、予めご了承願います。 |
| 5 | 議員団が米国の関係先から受けた回答のうち、連邦議会の職員等に対して身上調査を行っているのはCIAではなくFBIであり、国立公文書館情報保全監督局の職員等に身上調査を行っているのはCIAではなく連邦人事管理庁に属する連邦調査サービス(Federal Investigative Services)ではないかという点の確認 | ● 諜報特別委員会の職員に対する身上調査は、①FBIが広範な範囲にわたって身元調査を行い、報告書を作成し、②CIAがその報告を基に、当該人物が秘密情報にアクセスするにふさわしい人物かどうかの評価を行い、委員長に見解を示し、③委員長がFBIの報告書とCIAの見解を踏まえ、最終的に判断をすると承知しています。 ● なお、情報保全監督局の職員に対する身上調査実施者については、現在調査中です。 |
| 6 | ※不開示箇所を含むため削除 | |
| 7 | 欧米視察議員団は、訪米中にJay Rockefeller上院議員のところに寄せられたか否かという事実関係の確認 | ● 超党派の衆院議員団は、16日(日本時間17日)、ワシントンを訪問し、連邦議会でロジャー・ス下院情報特別委員長、ロックフェラー前上院情報特別委員長らと会談したとのことです。(ご参考: http://www.jiji.com/jc/zc?k=201401/2014011700382&g=soc) |

| | | |
|----|--|---|
| 8 | <p>6.「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(適性評価)」に、各国ごとの制度を比較検討するために、以下の項目を作るべき。 (1)適性評価対象者の限定について(米国における国家安全保障職等の職位指定システム等) (2)適性評価の有効期間(再調査までの期間) (3)特別な事情により適性評価を受けなくてもよい場合 (4)機密情報不開示契約・宣誓又はこれに類する制度 (5)適性評価に関する官民における制度上の差異 (6)適性評価が認められなかった場合における公務員の身分変動について (7)苦情に関する手続(争訟性を含む) (8)公益通報者の保護に関する制度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に、御指摘の項目の追加について検討したいと考えていますが、諸外国制度の調査には時間を要することが予想されますので、予め御了承願います。その上で、以下のとおり幾つか質問させていただきたいと思っております。 ● (3)については、(1)及び(2)の項目である程度カバーされると思いますが、特別な事情とは具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか。ご教示いただければ幸いです。 ● (6)については、本法においては適性評価が認められなかった場合には、特定秘密の取扱い業務を行うことはできませんが、公務員そのものの身分が変動することはありません。それとも、適性評価が認められなかった場合に、講ずることとなる異動等の措置を想定しているのでしょうか。ご教示いただければ幸いです。 |
| 9 | <p>法3条2項1号の「特定秘密である情報を記録する…物件」、「当該情報を化体する物件」とは、具体的にどのようなものを念頭に置かれているのでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「特定秘密である情報を記録する(中略)物件」とは、文書及び図画を除いたあらゆる物件であり、具体的には、録音テープ、フロッピーディスク、デジタル情報を蓄積している電子機器等を想定しています。 ● また、「当該情報を化体する物件」とは、構造や形状等に特定秘密が化体しているものであり、具体的には、防衛装備品等を想定しています。 |
| 10 | <p>法3条2項2号の「特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合」とは、具体的にどのようなものを念頭に置かれているのでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的には、①ある情報が有体物に記録され又は化体されており、当該物件が小さすぎて表示を付すスペースが無く物理的に表示することが困難である場合や、②現存しないが将来出現することが確実かつ完全に特定しうる情報で、出現すると同時に保護を与えなければならない場合等を想定しています。 |
| 11 | <p>法3条3項は、当初は、同条2項1号に掲げる措置によることが困難であったが、後に同号による措置を講ずることができることとなる場合を念頭に置いているが、具体的にどのような場合が想定されているのでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記10の②のような事例で、一定期間経過後実際に当該情報が出現した場合等を想定しています。 |
| 12 | <p>法4条4項の内閣の承認を得る手続は口頭で行われるのでしょうか。書面で行われるのでしょうか。また、いずれにせよ、示された理由は、特定秘密の内容を漏えいしない範囲で公表されるのでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般的に閣議における承認手続については、その案件ごとに書面又は口頭で行うかを決めておりますが、いずれにせよ、具体的な手続等については、現在室内において検討中であり、その案については、追って先生方にお示しできればと考えております。 |
| 13 | <p>法4条4項により、指定の有効期間が30年を超えて延長される場合においても、5年を超えない範囲の延長という制限はかかるのでしょうか。それとも、30年を超えた場合には、5年を超えない範囲内の延長という限定はかからず、例えば、10年延長、15年延長というような延長の仕方でも認められるのでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 内閣の承認の下で指定の有効期間が30年を超えて延長された場合も、それ以前の時と同様、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長していくこととされています。 |
| 14 | <p>法4条6項は、通算して30年保存された後、それ以上の延長について内閣の承認が得られなかった場合に、レコード・スケジュールにおいて保存期間満了時に廃棄とされている場合であっても、国立公文書館等に移管することとしていますが、通算で30年も保存された文書であって、レコード・スケジュールにおいて保存期間満了時に廃棄とされるものとしては、具体的にどのようなものが想定されているのでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 内閣の承認が得られなかった場合のほか、30年を超えて特定秘密として指定を継続していた文書については、自ら指定を解除する場合であっても、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管されるよう、運用基準で明らかにすることを検討しているところです。 |
| 15 | <p>法10条1号の「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」については、政令に委任されているわけではなく、行政機関の長が判断することになるように読めますが、法4条4項7号のように、「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる政令で定める業務」としなかったのはなぜでしょうか。また、具体的に想定されているものがあればご教示いただけますか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」については、多種多様なものがあり得、法令に規定しきれるものではないと考えられたことから、御指摘のように「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる政令で定める業務」とはしなかったものです。 ● また、「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」として具体的に想定されるケースとしては、例えば、会計検査院(昭和22年法律第73号)第26条の規定による会計検査院の実地検査における帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めや、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第17条、第87条及び第91条の規定による人事院による人事行政に関する調査、勤務条件に関する行政措置要求の調査及び不利益処分不服申立てについての調査があります。 |

| | | |
|----|--|--|
| 16 | <p>法10条1号口の「当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」の部分の敷衍していただけますか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 法10条1号口は、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合があることから、設けられた規定です。 ● そのため、捜査に特定秘密が使用されることを認めつつ、特定秘密の保護を図るため、「当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」との条件が設けられました。 ● 具体的には、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に特定秘密を提供することがないと認められる場合を規定しているものです。例えば、捜査機関が当該秘密を公判において開示しないこと、具体的には、当該秘密については、刑事訴訟法第316条の13に基づく検察官請求証拠とせず、また、弁護士・被告人側が第316条の15第1項の類型証拠又は第316条の20第1項の争点関連証拠として検察官に対し証拠開示を請求したとしても、当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示を拒むことについて、特定秘密の提供を行う行政機関と捜査機関との間で事前に確認した場合が該当します。 ● 秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法により、特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を立証することが通例であり、検察官が特定秘密を公判廷において証拠として公開しない限り、公開の裁判の下でも、法第10条第1号口に定められた条件を満たすことになると考えます。 |
| 17 | <p>法10条3項で、適合事業者が同条1項3号に掲げる場合に特定秘密を提供することができるとされていますが、適合事業者が情報公開・個人情報保護審査会に特定秘密を提供する場合は、どのような場合でしょうか。また、4号により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提供される場合は規定されていませんが、これはなぜでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 適合事業者となる事業者としては、代表的な例として、防衛装備品等の製造等を行う民間企業が考えられます。民間企業である適合事業者は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する行政機関ではなく、情報公開・個人情報保護審査会及び会計検査院情報公開・個人情報保護審査会のいずれにも諮問することはないので、法10条1項2号及び3号による提供を行うことは想定されません。 ● しかしながら、適合事業者には、民間企業の他にも、例えば、情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構等の独立行政法人が、情報収集衛星の研究開発、製造等の委託を受け、情報収集衛星の画像、解像度、暗号等に関する特定秘密を保有する場合があります。これらの場合には、当該独立行政法人等は、当該特定秘密が記録された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する法人文書(第2条第2項)を保有し、これに対する開示決定等に関して異議申立てがあった場合には、同法第18条第2項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することがあります。 ● そのような場合を念頭において、法10条3項において、同条1項3号に掲げる場合における特定秘密の提供について規定したものです。 ● 一方、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律18条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条の規定による会計検査院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議することとされており(会計検査院法19条の2)、適合事業者が民間企業と独立行政法人のいずれであっても同審査会に諮問することなく、諮問庁として行政文書等の提示をすることもないので、10条3項において同条1項4号に掲げる場合については規定しなかったものです。 |
| 18 | <p>法10条1項により国会議員、裁判官、情報公開審査会委員、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員、同条2項により都道府県情報公開・個人情報保護審査会委員も、特定秘密の提供を受けることがありますが、これらの者は、職務上、特定秘密を知ることはあっても、「特定秘密の取扱いの業務」を行う者ではなく、適性評価を受けないと理解してよろしいでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 貴見のとおり、適性評価を受けることはありません。 ● 法10条1項及び同条2項に掲げる者はその業務を遂行するために他の行政機関の保有する特定秘密にふれるものであり、偶発的かつ短期的なものであることが通例であり、安全保障上の必要により特定秘密の取扱いの業務を行う者とは異なり、特定秘密を継続的に取り扱うことが想定されておらず適性評価を受けることはありません。 ● なお、MDA秘密保護法の運用については、別添2をご参照願います。 |
| 19 | <p>法11条7号の「政令で定める者」について、現時点で政府が想定している者はどのような者でしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 現在政令案を作成中であり、改めて御相談したいと考えておりますが、具体的には合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの等(例:国家公安委員会の委員)を想定しています。 |
| 20 | <p>法12条2項3号の「情報の取扱いに係る非違の経歴」には、故意による行為に限らず、過失により情報を紛失した場合等も含むのでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 法12条2項3号の「情報の取扱いに係る非違の経歴」には、故意だけではなく過失により情報を紛失した場合等も含まれます。 ● 特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要があるため、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を確認するため、故意・過失を問わず、本項目を調査する必要があると考えています。 |

| | | |
|----|--|--|
| 21 | <p>法20条に規定されている「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの」と特定秘密の関係ですが、前者のうち、法3条1項の指定を受けたものが特定秘密と理解してよろしいでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 貴見のとおりです。 |
| 22 | <p>法23条1項、2項、24条1項で「情状により」罰金刑を併科することとしていますが、罰金刑が併科されるのは、経済的利得を得ることを目的とした場合が主として念頭に置かれているのでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のとおり、過去の秘密漏えい事案においては、金銭的対価を伴うものが少なくないため、法第23条第1項、2項及び24条第1項において罰金刑を任意的に併科することとしました。 |
| 23 | <p>「マイナンバー法」(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)76条では、法24条に対応する「マイナンバー法」70条について国外犯を処罰することとしています。これに対し、法27条1項において、法24条の罪を対象とせず、法27条2項で刑法2条の例に従うこととしています。法27条1項と同条2項の差異についてご説明いただけますか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第27条第1項で規定している第23条の罪は身分犯であることから全ての者の国外犯を処罰する旨の刑法第2条の規定ではなく、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとしました。他方、第27条第2項で規定している第24条及び第25条の罪は非身分犯であり、全ての者の国外犯を処罰する旨の「刑法第2条の例に従う」と規定することとしました。 |
| 24 | <p>附則5条で「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」への読替えが行われていますが、「遅滞なく」とした理由は何でしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 本条は、本法の施行に伴う防衛秘密に関する経過措置について規定したものであり、防衛秘密制度を本法の特定秘密制度に円滑に移行させるため、本法の施行日の前日において改正前の自衛隊法第96条の2第1項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特定秘密として指定した情報とみなすこととするともに、改正前の自衛隊法第96条の2第2項第1号又は第2号の規定による標記又は通知については、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について法第3条第2項第1号又は第2号の規定によりした表示又は通知とみなすこととするものです。 ● ただし、本条の規定により特定秘密と指定した情報とみなされる防衛秘密の事項の指定には有効期間が定められておらず、他方、第4条では、特定秘密として指定をするときは、「当該指定の日から」起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとしています。 ● 特定秘密とみなされる防衛秘密の指定有効期間の起算日は「同日」すなわち「施行の日」となりますが、施行日一日で有効期間を定める作業ができないおそれがあることから、有効期間を定めるのは施行日以後遅滞なく行えばよいこととしたものです。 |
| 25 | <p>「我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大」していることに触れているが、具体的にどのようなことを指しているのか、あらためて立法事実をご教示いただきたい。(アジア太平洋地域の情勢が関係しているようだが、具体的にはどのようなことか。)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● これまでも外国情報機関等から工作を受けた公務員による情報漏えい事案が発生していましたが、近年、国際情勢の複雑化に伴い、国家間の関係が多様化するとともに、国際テロ等の新たな問題が発生し、安全保障に関する情報の重要性がより増大しており、情報漏えい等を防止するための抜本的な対策の強化が急務となっています。 ● また、高度通信ネットワーク社会の発展に伴い、ひとたび情報が漏えいすると、被害が甚大となるおそれが高まっています。 ● さらに、我が国の安全保障のためには、関係国と緊密に情報を交換することが一層重要となっています。こうした外国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われています。本法により、安全保障上の外国との情報交換が一層促進され、我が国及び国民の保護に資することが期待されます。例えば、本法が施行されることで、方が一、在アルジェリア邦人に対するテロ事件のような事件が将来発生した場合に、外国の関係機関等から我が国に対し、秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることが期待されます。 |
| 26 | <p>特定秘密の範囲が広範かつ不明確という批判があるが、現在想定されている運用基準は、別表の列挙項目を、文言上も、より理解が容易な表現とし、かつ、範囲を限定していくものであるという理解でよいのか。また、特別防衛秘密を除くとあるが、特別防衛秘密の運用が適切でなければ、特定秘密保護法が「ざる法」となる可能性があるが、特別防衛秘密の運用は誰が、どのようにチェックしているのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 法別表に掲げられている各事項については、運用基準において、その細目をより具体的な形で定める予定です。 ● なお、特別防衛秘密については、既にMDA秘密保護法が定められており、「日米相互防衛援助協定」等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密を対象としています。その保護については、引き続きMDA秘密保護法によることとしています。このため、MDA秘密保護法の運用により、特定秘密保護法が影響を受けることはありません。 |
| 27 | <p>情報管理の方法としては、人的管理とは別に、物理的管理もあるが、適性評価制度の前に、物理的管理についてはどのような取り組みを行っているのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第5条第1項において、行政機関の長は、特定秘密の指定をしたときは、特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする旨規定しています。 ● 御指摘の「物理的管理」に係る措置を含め、特定秘密である情報を記録する文書等の保護等に必要な措置については、情報保全諮問会議の有識者の方々の御意見を聴いた上で、政令及び運用基準等において規定していくことを考えています。 ● なお、現在の特別管理秘密の物的管理については、別添3資料を参照願います。(カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の物的管理部分) |

| | | |
|----|--|--|
| 28 | 適性評価は、評価対象者の同意を得て行うものとされているが、同意を拒否したことによる不利益取り扱いの防止については検討されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第16条において、特定秘密の保護以外の目的のために、適性評価に関する個人情報を利用又は提供することを禁止しており、同意をしなかったこと等を、例えば人事考課等特定秘密の取扱いに関係しない不利益な取扱いに利用することは、そもそもできません。 |
| 29 | チェック機関については、可能な範囲での独立性・権限の明確性を担保するために法律によって設置する方向であるという理解でよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、内閣総理大臣が特定秘密の指定・解除等についてチェックする機関としての役割を果たすことに資する組織として、閣議決定により、内閣官房に保全監視委員会(仮称)を設置することとしています。また、特定秘密保護法附則第9条に規定する、特定秘密の指定等について「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」として、内閣府に、独立公文書管理監(仮称)と、その下に置かれる情報保全監察室(仮称)を設置することとしております。 ● 独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)については、自民党、公明党、日本維新の会及びみんなの党による4党協議において、「政令(または立法措置が必要な場合には立法)により設置する。」旨合意されたと承知しており、政府としては、この4党協議の結論に従い検討していく考えです。これら機関が、独立した公正な立場であることが重要であると考えており、その具体的な在り方、役割等については、今後、情報保全諮問会議の先生方の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えます。 |
| 30 | 特定秘密に該当する文書と公文書管理法の対象となる公文書との関係はどのようになるのか。その適正は誰がどのような基準に基づいてチェックするのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密が記録されている行政文書等は、他の行政文書等と同様に、公文書管理法の適用を受けることとなります。例えば、特定秘密が記録されている行政文書等は、行政文書ファイル管理簿による管理が行われ、行政文書ファイル管理簿は、同法により、一般の閲覧に供されることとなります。また、特定秘密が記録されている文書は、行政機関の長は保存期間が満了する日までの間、文書を保存しなければならない他、特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了した場合であっても、他の行政文書等と同様に、国の機関の政策の検討過程、決定に関する重要な情報が記録された文書その他の歴史公文書等については国立公文書館等に移管しなければなりません。ただし、「特定秘密の保護に関し、必要なものとして政令で定める措置」(法第5条1項)と公文書管理法の規定とが衝突する個別の場合があれば「他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合」(公文書管理法第3条)として特定秘密保護法施行令のルールが優先します。 なお、30年を超えて特定秘密として指定をしていた特定秘密を記録した行政文書等であっても、当該行政文書等の保存期間が満了したものについては、自ら指定を解除する場合であっても、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管するよう、運用基準で明らかにすることを検討しています。一方、30年未満で特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了したものについては、他の行政文書等と同様に歴史公文書等については国立公文書館等に移管されることとなり、それ以外の文書については、廃棄するに際し、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとなっています。 ● 特定秘密の指定に関しては、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、情報保全諮問会議の委員の御意見を反映させた基準に基づいて大臣等の行政機関の長が特定秘密を指定します。また、総理大臣が各省庁の運用状況をチェックし、委員の御意見を付して、毎年、国会に報告する仕組みを設けています。 ● さらに、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、内閣官房に保全監視委員会(仮称)を、 ○ 「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」として、内閣府に、独立公文書管理監(仮称)とその下に情報保全監察室(仮称)を設置し、本法の適正な運用を確保することとしています。 |
| 31 | 公益通報者の保護等についても運用基準に定める予定、とのことだが、特定秘密として指定されている情報についても通報者の保護を認める方向で検討される、という理解でよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な内容については、現在当室で検討中であり、追って委員の先生方に案をお示しできればと考えております。 |
| 32 | 特定秘密として保護する情報については、保護した上での利活用・記録保存が重要になると思われるが、情報の破棄について禁止する方向での検討はなされているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記のとおり当室で検討中であり、追って委員の先生方に案をお示しできればと考えております。 |
| 33 | (安倍首相によると)一般の方の生活にはまったく影響がない法律であるとのことであるが、一般人の行為が構成要件に該当しても処罰の対象にならない、ということまでを意味するものではないという理解でよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般人の行為が構成要件に該当する場合には処罰の対象となり得るのは御指摘のとおりです。その上で申し上げれば、公務員等以外の者が処罰の対象となるのは、外国等の利益を図る目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した場合や、特定秘密を取り扱う公務員等をそのかして特定秘密を漏えいさせた場合等に限られます。そして、この場合には、特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があります。 ● したがって、例えば、外国情報機関等に協力し、特定秘密を敢えて入手したような例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の一般の方々も本法により処罰対象となることは想定し難いと考えます。 |

| | | |
|----|---|--|
| 34 | <p>特定秘密として保護を受けるための要件として特定秘密である旨の表示は必要無いと読めるが、表示漏れなどにより特定秘密である旨が情報保有者に認識できない場合にも、故意犯あるいは過失犯として処罰される可能性はあるのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関の職員等が、自らが漏らした情報が特定秘密であると一切認識しなかった場合、特定秘密の漏えいの故意犯又は過失犯として処罰されることはないと考えております。 ● 御指摘のような事態が生じないよう、特定秘密の指定がなされた場合には、当該情報を含む文書等への表示措置、取扱者への周知措置等を実施し、適切に対応してまいります。 |
| 35 | <p>刑事罰が重い、という批判に対しては、刑事罰が科される際のプロセスのイメージをわかりやすく示す必要があると思われる。渡辺座長のご要望で、戦後の秘密漏えい事件における取調べの経過や裁判の結果をまとめて報告していただくことになっていると思うが、国民に対してもイメージ明確化のための広報をする予定はあるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法により刑事罰の対象となる行為については、特定秘密の対象となる具体的な情報の範囲や、特定秘密の提供の方法等について、諮問会議等における今後の検討を踏まえた上で、具体的なイメージが可能な情報の提供を行うなど、適切に対応してまいります。 |
| 36 | <p>刑事罰の要件が、「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」をはじめとして曖昧である、という批判に対して、刑事罰の対象として想定している限界事例を(刑事訴訟においては判断者は裁判所であるものの、)より具体的に示す予定はあるか。(例えば、漏えい、教唆などに該当する具体的な場面が想像し難いのではないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の「限界事例」については、具体的にどのような行為が本法の刑事罰の対象となり、又はならないかをあらかじめお示しすることは困難ですが、本法の刑事罰の構成要件等について可能な限り詳細に法律に規定することにより、どのような行為が刑事罰の対象となるか明らかにするよう努めているところです。 ● 具体的には、御指摘の「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」については、本法第24条第1項で例示されている「財物の窃取若しくは損壊」、「施設への侵入」、「有線電気通信の傍受」、「不正アクセス行為」といった行為に類するような行為をいいますが、不正競争防止法や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の罰則にも既に同様の規定があり、また、本法では、その内容をより明確にするため、「有線電気通信の傍受」を例示に加えるなどしており、構成要件として明確さを欠くことはないと考えております。 |
| 37 | <p>いただいた資料によると、ツワネ原則には法的拘束力がないとのことであるが、そうであるとしても、政府は本原則の趣旨を十分に踏まえたうえで各種検討を行うものである、という理解でよろしいか。(例えば、いただいた資料では、ツワネ原則の主なポイントとして以下が挙げられている。 「10 公務員以外の者は、秘密情報の受領、保有又は公衆への暴露に関して、制裁を受けない。また、情報を求めたり入手したりしたという事実を理由に、共謀等の容疑で訴追されるべきではなく、また、情報漏えいの捜査において情報源等につき明らかにすることを強制されるべきではない。(原則47、48)」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ツワネ原則は、私的機関が昨年6月に発表したものであり、それ自体法的拘束力を有するものではないと理解しています。 ● 本法では、その解釈・適用に当たっては国民の基本的な人権を侵害してはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由十分に配慮しなければならない旨を定めており(「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。」(法22条2項))、ツワネ原則で規定されている原則から大きく逸脱しているものではないと考えています。 |
| 38 | <p>国民への説明が特に重要であるため、早期に本法律の逐条解説を作成・公表してはどうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法の逐条解説については、現在作成中のところであり、出来次第、可能な限り早期に公表してまいります。 |
| 39 | <p>今回いただいた「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較」資料には、「知る権利」並びに情報公開制度及びその運用についての諸外国との比較がないが、そちらも整理してはどうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、参考となる資料を作成したいと思います。 |
| 40 | <p>先の「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対するパブリックコメントの結果公示では、寄せられた意見の詳細が明らかではなく、また、内閣官房の今後の対応として、寄せられた意見を参考にする旨表明されているのみである。今回行われる予定の、運用基準に関するパブリックコメントにおいては、意見及びそれに対する見解をより詳細に公示すべきではないか。また、前回、意見募集期間が短いとの意見もあったとのことであり、今回は、十分な期間をとっていただきたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 頂いた御意見や当該意見に対する政府としての考え方については、その内容や総数にもよりますが、より適切な形で、公表してまいりたいと考えております。 ● また、意見募集期間について、前回は2週間でしたが、今後、政令案及び運用基準案に対して意見募集を行う際は、より十分な実施期間を確保してまいりたいと考えております。 |
| 41 | <p>CI推進会議決定に基づく現行の適格性確認の実務運用がわかる資料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 別添4の資料を参照願います。不開示部分については、お伺いする際に概要を別途御説明いたします。(※CI推進会議については、別添5「カウンターインテリジェンス推進会議の設置について」を参照願います。) |
| 42 | <p>現在の政府の秘密の指定・管理等の実務運用がわかる資料(特別管理秘密の管理規定等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 別添6の資料を参照願います。 |
| 43 | <p>各国が実施している適性評価の内容がわかる資料(運用上の問題点があれば、それも含む)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、諸外国の適性評価の制度比較の資料を更新すべく作業を進めているところです。ただし、調査には時間を要することが予想されますので、予めご了承願います。 |
| 44 | <p>現行の企業職員に対する適格性確認の実施要領がわかる資料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 現行の特別管理秘密の適格性確認制度は、行政機関の職員を対象として実施されるものであり、企業職員を対象としていません。 |

○第2次締切(～3/10)までに寄せられた質問事項への回答(第1回)

平成26年3月14日現在

| | 質問事項 | 回答 |
|-------------|---|--|
| 19 (改訂版) | 法11条7号の「政令で定める者」について、現時点で政府が想定している者はどのような者でしょうか。 | ● 現在政令案を検討中ですが、第11条第7号の政令で定める者については、具体的には合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの等(例:国家公安委員会の委員)を想定しています。 |
| 45 | (第1条について、)「我が国の安全保障」についてはカッコ書きで「(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)」と定義しているが、2条以下及び別表における「安全保障」についても同様の定義でよいのか。 | ● ご見解のとおりです。 |
| 46 | (第1条の「我が国の安全保障」の定義中、)「侵略等」の「等」はどのような場面を想定しているのか。 | ● 「侵略等」の「等」には、例えば、大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の謀報などを想定しています。 |
| 47 | (第1条について、)「これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である」とあるが、これは公文書管理法の見直しを考えていると理解してよいのか。どのような見直しが必要だと考えているのか。 | ● 特定秘密が記録された文書についても、他の行政文書と同様に公文書管理法が適用されます。 ● 当該規定は、本法制定の必要性を明らかにしたものであり、公文書管理法の見直しを必要とするものではありません。 |
| 48 | (第1条の)「我が国の安全保障(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)」に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものが別表の1号乃至4号に共通するという理解でよいのか。 | ● 安全保障に関する情報として別表に掲げられているもののうち特に秘匿することが必要であるものが、特定秘密に指定されます。 |
| 49 | (第2条)第二号の「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第二項に規定する機関」とは、具体的に何を指しているのか。 | ● 現時点で、内閣府設置法第49条第2項に規定する機関は存在しません。 |
| 50 | 第2条に掲げられている行政機関において特定秘密に相当する情報が存在するか否かについて調査したか。調査したとすれば、その結果はどうか。 | ● 特定秘密保護法はまだ施行されていないため、各行政機関が特定秘密に相当する情報を保有しているかどうかについて現時点で調査は行っておりません。 ● 一方で、現在、政府においては、特別管理秘密制度を運用しているところ、この特別管理秘密は、各行政機関が保有するもののうち、①国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、②公になっていないもののうち、③特に秘匿することが必要なものについて当該行政機関の長が指定するものであり、特定秘密と重なる部分があることから、この特別管理秘密の保有状況が一つのメルクマールになるものと考えます。 |
| 51 | (第3条第1項について、)「公になっていない」という制限については、秘密指定の対象となる情報であるから、公になっていないことが当然の前提である。しかし、情報公開制度の運用実務では、公開対象の新聞記事の中に個人名や個人の姿写真があると、「個人識別情報」として非公開処分がなされ、裁判所もこれを追認している。これらの情報は実施機関が「公表公開していない」というのが理由である。これだと、「だれもが知っているようなことでも、行政機関が公表公開していないのだから、「公になっていない」情報だ」と、裁判所が判断する可能性がある。国民にとって何の秘密でもないことが「秘密」になるという馬鹿げた事態が起こり得る。本法律の条文解釈としては、どのようなものか。 | ● 「公になっていないもの」とは、不特定多数の人に知られていない状態をいいます。例えば、特定秘密と同一性を有する情報が新聞に掲載されたと認められる場合には、「公になっていないもの」との要件を満たさず、行政機関の長は特定秘密の指定を解除することとなると考えられます。 |
| 52 | (第3条第1項について、)「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」は、「著しい」「特に」によってかなりの絞り込みがなされているように読めなくはないが、「その(情報の)漏えい」が「我が国の安全保障」に「支障を与えるおそれがある」という状態を具体的に想定することがきわめてむずかしい。どのような場面を想定すればよいのか。 | ● その情報が漏えいすれば、例えば、安全保障のために我が国が実施する措置に対して、その間隙をついたり、対抗措置を講じたりして、我が国が効果的な措置を講ずることができなくなるおそれがあるような場合等が挙げられます。 |
| 53 | 秘密指定記録は、特定秘密の管理上、必要不可欠である。現在、防衛省その他秘匿性の高い情報を管理している省庁では、どのようなものを作成しているか。 | ● 例えば、防衛秘密においては、防衛秘密の保護に関する訓令に基づいて、別添1のとおり防衛秘密記録簿を作成することとなっています。 |
| 54 | 秘密指定の表示は、現在、どのように行われているのか。 | ● 例えば、内閣官房においては、内閣官房特別管理秘密管理規程に基づいて、特別管理秘密文書等に別添2のとおり標記を付すこととなっています。 |
| 55 | 防衛省等で現在行っている秘密指定期間はどうか。 | ● 防衛秘密及び特別防衛秘密においては、指定の有効期間は定めていません。 |
| 56 | (指定の有効期間は、)「5年を超えない範囲」としているが、1年、2年、3年などの単位の区分けは可能か。 | ● 可能です。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|----|--|--|
| 57 | (第4条4項)一号に「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。別表第一号において同じ。)」とあるが、これらの物はいずれも商品として世界中で取引されるものであり、特定の国だけで秘匿できるものではないのではないか。武器商人は、自分の商品を及ぼすおそれのある性能を詳細に相手側に説明するであろうし、相手の購買意欲を引き出すために、どこの国や集団が購入しているかを説明するかもしれない。軍事目的の航空機や船舶についても同様である。それでも、60年を超える秘匿性があることがあり得るのは、どのような場面を想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本号は、広く取引等される武器を想定しているものではなく、一般に明らかにされている武器等の情報を対象とするものではありません。また、本号が規定する武器等の情報の中には、例えば潜水艦のように、長期間、性能等を明らかにできないものもあると考えます。 |
| 58 | (第4条4項)二号に「現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報」とあるが、「現に行われている」という絞り込みはどれほどできるのか。同時に、「不利益」とは何か。「及ぼすおそれ」とはどのような状態を想定しているのか。どのような場面を想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「現に行われている」とは、当該交渉が現在も継続的に行われていることを意味します。 ● また、「不利益」を「及ぼすおそれ」としては、例えば、外国の政府等との交渉の方針に関する情報が漏えいした場合、我が国の安全保障に係る交渉の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となり、我が国の利益の実現が困難になる可能性がある場合等が挙げられます。 |
| 59 | (第4条4項)三号に「情報収集活動の手法又は能力」とあるが、このような事項は大きく変化して行くものではないのか。60年を超えて秘匿しておく高度の必要性があるのか。どのような場面を想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 手法又は能力の中には、外国の対外情報機関との協力のあり方など、60年を経過した後も変化しないものが含まれます。 |
| 60 | (第4条4項)四号に「人的情報源に関する情報」とあるが、「人的情報源」が日本語として不明確である。情報源となる人、いわゆるスパイを指すのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「人的情報源」とは、協力者、情報提供者等を指します。 |
| 61 | (第4条4項)五号に「暗号」とあるが、暗号は頻繁に変更するのが常識だ。積極的に公開すべき事項ではないだろうが、60年を経過しても秘匿性の高い情報として管理する必要があるものなのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般に、暗号については、現在、作成又は使用している暗号の仕組みが、将来において作成又は使用している暗号の仕組みの解析に資する場合があります。このため、指定から60年を経過した後においても、作成又は使用している暗号の仕組みの解析に資する場合は、秘匿性の高い情報として管理する必要があります。 |
| 62 | (第4条4項)六号に「外国の政府又は国際機関から六十年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報」とあるが、ここにいう「条件」は当該情報を「提供された」ときに付けられたものはずである。そうだとすると、その後のときの経過によって当該外国政府や国際機関の評価判断は変更になっている可能性があるし、さらに60年経過した時点であれば変更している可能性は大いにある。したがって、当該外国政府や国際機関と秘密指定の解除に向けた交渉、確認がなされるべきでないか。その点はどのように考えるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 5年以下の有効期間の満了時に指定要件が満たされるか確認することとなり、行政機関の長によって適切な方法により確認がなされるものと考えております。 |
| 63 | (第4条4項)七号に「前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報」とあるが、「準ずるもの」とは具体的にどのような情報を想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第1号から第6号までに掲げられた事項に関する情報と同様に重要なものとして本号において「準ずるもの」を定めたところですが、同号は極めて限定的に解すべきと考えており、現時点において、これに該当する具体的な情報を想定しているわけではありません。 |
| 64 | (第4条第4項の)(30年を超えて秘密指定する際に必要とされる)「内閣の承認」は政治上極めて重い。しかし、閣議の議事録は公表されていないどころか作成さえされていない。これでは十分に検討されたことが記録上も残らない。情報公開の時期や条件はともかく、議事録を作成すべきではないか。この点の検討はしているのか。 | <p>平成26年3月4日参議院予算委員会において、別添3の総理答弁のとおり、閣議の議事録を作成・公表することを閣議決定することとなったところです。</p> |
| 65 | 第4条第6項では、公文書管理法8条1項の規定を適用しないで、「保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等(同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。)に移管しなければならない。」としている。保存期間が満了すれば速やかに廃棄すべきこととなることを、本条では、保存期間が満了したことを理由に廃棄してはならず、国立公文書等に移管することを義務づけた。これにより恣意的な廃棄を排除する効果が期待される。国立公文書館等に移管された後は、国民はこれらの情報について利用請求することができるが、広範な利用制限(第16条第1項)があるので、必ずしも閲覧できるわけではない。この点に関する公文書管理法の規定を見直すことを予定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公文書館等に移管された文書である特定歴史公文書等は、国民に適切に利用されることを目的として保存されているところ、その利用に当たっては、個人の権利利益や公共の利益等を侵害するおそれがある情報のように利用に馴染まない情報が記録されている場合があり、こうした利用の制限に係る事由をできる限り明確かつ合理的に定め、請求権としての対象範囲を明確にするため、公文書管理法において利用制限事由を定めています。 ● 特定歴史公文書等の利用請求については、情報公開法による開示請求と異なり、特定の情報を公開することにより、その後の審議や事務の遂行に支障をきたすという事態が想定されないため、こうした事態の防止を前提とした情報(情報公開法第5条第5号及び同条第6号(イ及びホを除く。))を利用制限事由としておらず、また、利用制限事由の該当性を判断するに当たっては、時の経過を考慮することとされています。 ● このように、公文書管理法上の利用制限事由は、情報公開法に比べてもかなり限定的なものとなっており、当該規定を見直すことは予定していません。 |
| 66 | このような規定(指定の解除の規定)がなくても、行政機関の長としては秘密指定の必要がなくなれば、いつでも指定解除することはできたのではないかと。できたとすれば、実際にそのような運用はなされて来たのか。来ていたとすれば、その実情を明らかにされたたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、防衛秘密制度においても、自衛隊法施行令第113条の12項において、「防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第96条の2第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。」と規定しており、実際に解除が行われた例もあります。本法では、これを法律上、明記したものです。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|----|--|--|
| 67 | 指定解除と同時に廃棄処分ができてしまうのでは、指定解除は無意味である。秘密指定期間をこえる保存期間の設定を義務づける必要があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密が記録された文書は、公文書管理法の適用を受け、同法の規定に基づき対応していくものと考えています。 |
| 68 | (第5条2項の)「指定した場合」とは、すでに警察庁が保有している情報があることを前提に都道府県警察に指定通知をするのか。警察庁が保有していない情報についても都道府県警察に対して指定することができるということか。その指定方法はどのようなものか。すでに事実上行っているのであれば、どのように行っているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本項は、警察庁長官が都道府県警察から提供を受けた情報について指定をした場合を想定したものです。 |
| 69 | (第5条5項の)「従業者の範囲」は部署や肩書を指すのか、個人の氏名まで特定するのか。後者であれば、「従業者」の一部に変更があるたびに契約書を書き換える必要がある。第5章の適性評価は、「従業員」について行うものとされていることからすると(12条1項1号参照)、代表者、代理人、使用人その他の従業員を個別に特定して範囲を契約書に記載することになるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 現在の防衛秘密制度においては、防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者との間で行う契約において、以下のとおり定めることとして承知しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乙(契約業者)は、秘密保全規則に基づき、防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員(以下「関係社員」という。)の範囲を指定するに当たっては、防衛秘密に関する事務を行う者としてふさわしい者を充てるものとし、その範囲は必要最小限にとどめなければならない。 ・ 乙は、前項で指定した関係社員の範囲を、この特約条項締結の日から1箇月以内に、甲(防衛省)に報告しなければならない。 ・ 乙は、前項の関係社員の範囲に変更がある場合には、あらかじめ、甲に報告しなければならない。 (出典:「防衛秘密の保護に関する訓令」(平成19年防衛省訓令第37号)別記第7号様式の「防衛秘密の保護に関する特約条項」第5条) ● 本法に関し、適合事業者との契約において、ご指摘の「従業者の範囲」をどのように定めていくかについては、上記の防衛秘密に係る特約条項等の事例も参考にしつつ、今後必要な検討を進めてまいります。 |
| 70 | (第5条5項の)「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」として、どのような内容を想定しているのか。現在の自衛隊法施行令第113条の5(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)では次のように規定している。これに類する規定を設けるのであれば、契約条項にして、これを実行させればよいのではないかと考えるが、これまでの運用で深厚な支障が存在したか。あったとすれば、どのようなものだったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」については、御指摘の自衛隊法施行令第113条の5の規定も参照しつつ、現在、必要な検討を進めているところであり、諮問会議の委員の皆様のご意見も賜りたいと考えております。 |
| 71 | 6条以下では、提供先に地方自治体を予定した規定がない。地方自治体に提供するときは、常に秘密指定を解除することになるということか。自治体業務の側からすれば、住民の生命・安全・生活を守る観点から、自治体業務に重大な支障を及ぼすような事項については、できるだけ早く連絡されたいと考えるが、その点は特に問題はないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密は、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものであり、都道府県警察の職員以外の地方公共団体の職員については、こうした性格の特定秘密の取扱いの業務を行うことは、通常、想定されないものと考えます。 ● また、緊急事態等の際に、地方公共団体が行う住民の避難措置等のために不可欠な情報は、国の出先機関等から地方公共団体に当然に提供されるものと認識しています。 ● そもそも、各行政機関が地方公共団体が行う住民の避難措置等に不可欠な情報は、特に秘匿することが必要なものとは言えないため、特定秘密に該当しません。仮にそのような情報を行政機関が特定秘密として保有していた場合には、当該指定を速やかに解除した上で、当該情報を地方公共団体に提供することとなります。 ● 地方公共団体に特定秘密に指定された情報を特定秘密として提供する場合については、法第10条第1項第1号に基づき、「公益上特に必要であると認められる場合」として提供される場合はあります。 |
| 72 | 第7条でいう「別表に掲げる事項」とは、別表の一(防衛に関する事項)は防衛省、二(外交に関する事項)は外務省に関する事項と考えられるから、実際に警察庁から都道府県警察に提供される情報は、別表の三(特定有害活動)と四(テロリズムの防止に関する事項)に関するものという理解でよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 別表第1号から第4号までは、これら各号に掲げる事項の内容に応じて整理して規定したものであり、各号を省庁別に整理したものではありません。したがって、警察庁の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときに、警察庁から都道府県警察に提供される情報は、別表第3号及び第4号に掲げる事項に係る情報に限定されるわけではありません。 |
| 73 | (第8条中の)「特段の必要」とはどのような事情が想定されるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「特段の必要がある」場合とは、特定秘密を適合事業者が保有させなければ、当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められることをいい、例えば、防衛装備品の製造等で、行政機関で行うことが不可能な場合が考えられますが、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになります。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|----|--|---|
| 74 | (第9条は)特定秘密を外国政府又は国際機関に提供する場合についての手順を規定したものであるが、提供先に求められる条件は、「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」こととなっている。この条件を充たしていることは、実務上、どのように確認するのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外国の政府等に特定秘密を提供するに当たり、「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」ことを確認する方法としては、まず、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定」を始めとする、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定により提供する方法が考えられます。秘密保護協定においては、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えること等を約していることから、これにより提供する場合には、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置が外国の政府等においても講じられると認められることができると考えます。 ● また、秘密保護協定による場合以外であっても、特定秘密を提供する行政機関の長が、当該外国の政府等における秘密保護制度を知悉した上で、当該外国の政府等との間で、当該特定秘密について、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置を講ずることを書面等により確認する方法によって提供することも考えられます。 |
| 75 | (第9条中の外国政府又は国際機関が「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」ことを)確認できないときは、提供を拒否するのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外国政府又は国際機関が「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」ことを行政機関の長が確認できない場合は、法第9条の規定に基づく提供を行うことはできません。 |
| 76 | (第10条第1項1号の)「イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」について、現在の検討状況はどうなっているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国会の関与の在り方については、国会で講じられる具体的な保護措置などを含め、あるべき国会運営の全体像の中で、国会において様々な観点から検討されるものと考えます。 |
| 77 | 第10条第1項第1号の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき」という条件は、特定秘密に該当しなくなったときという意味になるのか。そうでないとするれば、どのような状況になったときを指すのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第10条第1項第1号に基づき、特定秘密の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなります。 ● しかし、例えば、外国等から第三者に提供しない条件を付されている情報が特定秘密に指定され、当該特定秘密を提供すると情報源との信頼関係が損なわれ、今後、情報収集や協力ができなくなり、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考えられるため、御指摘の条件が規定されています。 |
| 78 | 「都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例(当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。)の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合は、都道府県の情報公開・個人情報保護条例の不服申立手続に関して規定したものである。都道府県警察が実施機関になっている関係から、都道府県警察が保有する情報はこれらの条例に基づいて情報公開請求、個人情報開示請求ができる。条例では、全部又は一部不開示処分について不服申立ができる旨の規定を設けている。そして、条例では情報公開・個人情報保護審査会の裁量でインカメラができる旨を規定している。これをそのまま許容してしまうと、1項3号(情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合)のような制限がないことになり、国の制度と都道府県の制度でバランスを失うことになる。そこで、「条例の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り」という制限をつけて、国の制度と同じ制限にした。このような理解でよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のとおり、都道府県の情報公開条例等の条例に基づく都道府県の情報公開審査会等における審査は、必ずしもインカメラ審理で行われるわけではなく、そのような場合には、都道府県警察が特定秘密を提示したときに、当該都道府県の情報公開審査会等において、当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられているとは考えられないため、法第10条第2項では、都道府県の情報公開条例等の条例に基づく都道府県の情報公開審査会等における審査がいわゆるインカメラ審理で行われる場合に、特定秘密を提供することができる旨規定しています。 |
| 79 | (第11条)1号から7号までの者は適性評価を受けないものと規定されているが、1号から6号の地位につくことから、論理必然的に適性評価を不要とすることにはならない。前者は政治的判断であり、後者は制度化された基準への適合性である。適性評価を受ければ適格性を欠くと評価される者が1号から6号の地位に着くということはある程度ではないか。どのように解釈すればよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第11条第1号から第6号までの者については、その職務の性格から特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然の前提とされることから、これらの者の任命に当たっては、適性評価の対象外であることを踏まえた必要な考慮がなされることが考えられます。なお、これらの者も、漏えいをした場合には処罰対象となります。 |
| 80 | (第11条)7号は、1号から6号以外の者についても、「職務の特性その他の事情を勘案し」て政令で適性評価を受けなくてよい者を定めることができるとしている。実際の政治活動の必要という観点からすれば必要な例外であるが、「職務の特性その他の事情」が適性評価を不要とする十分な理由を備えていなければならないとすると、ほとんど7号による例外を認めないということになりかねないのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 現在政令案を検討中ですが、第11条第7号の政令で定める者については、具体的には合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの等(例:国家公安委員会の委員)を想定しています。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|----|--|---|
| 81 | 過去の漏えい事案から考えると、公的情報の適正な管理と情報保全システムの適正化によって基本的に再発防止はできるのではないかと考えられるが、どのような場合がこれらによる対応では不十分なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の漏えいを防止するためには、特定秘密の物的な管理とともに、これを取り扱う者を適切に制限することも必要と考えます。適性評価は、職員が自発的に特定秘密を漏らすおそれ、職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏らすおそれ、職員が意図せずに特定秘密を漏らすおそれがないかを評価するために実施するものであり、諸外国においても同様の評価を実施しています。 |
| 82 | 適性評価制度を積極的に採用する理由は、一定の事項について個人情報を集めると、対象者の情報漏えいの危険度が客観的に計れるということか。 | |
| 83 | 適性評価制度は、公的情報の適正な管理や情報保全システムの適正化と相互に関連づけて対応する必要があるのではないかと。現在、どのような組み合わせとして考えているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の漏えいを未然に防止するためには、御指摘のように、特定秘密が記録された文書等の管理についての保護措置、特定秘密を取り扱う情報システムにおける保護措置、そして適性評価制度を適切に組み合わせることで運用していく必要があると考えています。 |
| 84 | 現在(適性評価)を行っている省庁と人の範囲はどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 現行の特別管理秘密制度において、特別管理秘密を取り扱う適格性を有し、特別管理秘密を取り扱うことができるとされている職員は、計約6万4千5百人、例えば防衛省が約6万1千人、内閣官房が約600人、警察庁が約600人などとなっています。 |
| 85 | 警察においてもすでに(適性評価)を行っているのか。 | |
| 86 | すべて一律に同じ内容の調査項目になっているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 現行の特別管理秘密制度において、各行政機関が特別管理秘密を取り扱う適格性の付与のために行っている調査項目に相違点はないものと理解しています。 |
| 87 | 適性評価の結果、警察本部長が不適格と判断される場合が起こり得るのではないかと。その場合、警察本部長は特定秘密について関与できなくなるということか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適性評価の結果、仮に警察本部長が取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には特定秘密を取り扱うことができません。 |
| 88 | (適性評価の有効期間を)5年単位とする根拠は何か。合理性があるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 諸外国においては、最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価について、総じて概ね5年以内に適性の見直しを行うこととなっており、諸外国制度も参考にしながら、適性評価制度の実効性を考慮し、本法における適性評価の定期的な見直しの期間を5年としています。 |
| 89 | (第12条1項3号の)「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」を行政機関の長はどのようにして知ることができるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば行政機関の職員であれば、所属機関内での懲戒事由や、情報の取扱いに係る非違の事由は、発生した際にそれぞれ把握することができます。また、第12条第2項の各号の事項について疑いを生じさせる事情が発生すれば、適性評価担当部署に所属課等より何らかの形で情報提供がなされることも考えられ、このような際には行政機関の長は当該事情について知ることになると考えられます。適合事業者の従業員については、行政機関と適合事業者との間の契約で、関係職員の連絡等について規定を置くことを検討します。 |
| 90 | (第12条1項3号の)「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」を行政機関の長は、実際にどのようにして知ることができるのか。 | |
| 91 | (第12条第2項1号の)「特定有害活動」はいわゆるスパイ活動だと説明されているが、「特定有害活動」の定義(公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。)は、国際的に共通する内容か。諸外国の秘密保護法制で「スパイ活動」を定義しているか。しているとしたら、どのような定義になっているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「特定有害活動」としては、いわゆるスパイ活動のほか、大量破壊兵器関連物資の不正取引が例示されており、また、「その他の活動」として拉致などが想定されている。 ● なお、「スパイ活動」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。 |
| 92 | 「特定有害活動」はかなり曖昧な概念になっているが、この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情をできるだけ明らかにしておかないと、その内容が曖昧に拡大してしまう危険性がある。この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情はどのようなものか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国の安全保障に関する情報は、我が国が講ずる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙を突いたり、対抗措置を講じたりして我が国が効果的な措置を講ずることができなくなるから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されています。 ● また、我が国に対して害意のある外国が、我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合等には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることとなります。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 93 | 「特定有害活動との関係に関する事項」は、どのような項目を想定すればよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● ①評価対象者が特定有害活動そのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動は行っていないものの、支援を行うなど特定有害活動に関わったと認められる場合、②評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動を行う団体や個人を支援していると認められる場合、③特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを行った場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合を示す活動や行動がないかといったものが想定されます。 |
| 94 | 「テロリズム」の定義(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。)は、自衛隊法81条の2に規定されている文言とほぼ同じだが、これは自衛隊の施設等の警護出動の要件を規定しているのであって、「テロリズム」を定義した条文となっているわけではないのか。本法律の「テロリズム」の定義規定は国際的に共通する内容か。国際テロ対策を諸外国と連携して対応するという考え方を採用しているのであれば、諸外国の定義と共通にする必要があるのではないのか。諸外国の秘密保護法制では「テロリズム」をどのように定義しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「テロリズム」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。 |
| 95 | 「テロリズム」はかなり曖昧な概念になっているが、この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情をできるだけ明らかにしておかないと、その内容が曖昧に拡大してしまう危険性がある。この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情はどのようなものか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 9.11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものもとより、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動が行われる場合等には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることとなります。 |
| 96 | (「テロリズム」の定義中の)「その他の主義主張」はどのようなものを考えればよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、宗教原理主義、無政府主義等が挙げられます。 |
| 97 | (「テロリズム」の定義中の)「国家に強要する」というのは具体的にどのような場面を想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、ダッカ日航機ハイジャック事件のように、特定の主義に沿うような行動を国家の本来の自由な意思決定を排して強制する場合等が挙げられます。 |
| 98 | (「テロリズム」の定義中の)「他人に強要する」の「他人」の人数には下限がない。どのように考えればよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 政府の高官といった個人を対象としたものも含まれます。 |
| 99 | (「テロリズム」の定義中の)「重要な施設」は具体的にどこまで限定されるのか。「その他の物」はどのように限定するのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法にいう「重要な施設」とは、社会的・経済的に重要な施設をいうが、どのような場合がこれに該当するかは、具体的事例に則して個別具体的に判断する必要があります。また、「その他の物」とは、「重要な施設」と同様に、具体的事例に則して個別具体的に判断する必要があります。 |
| 100 | 本法律は特定秘密の漏えいだけを問題にしているが、サイバーテロは秘密保護の問題ではないという問題意識なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第5条の保護措置にはいわゆるサイバーテロ対策も含まれます。 ● 「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的」で、不正アクセス等の管理侵害行為により特定秘密である電子データを取得した場合には、法第24条の取得罪に該当することとなります。 |
| 101 | (第12条第2号と)秘密情報の漏えいの危険性との関連性はどのようなことか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があります。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、特定秘密の漏えいの危険性との関連性があると評価されます。 |
| 102 | (第12条2項2号の)「犯罪」「懲戒」の種類や過去をどこまで遡るのか。「犯罪」の経歴には逮捕歴を含むのか。在宅事件の起訴猶予も含むのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「犯罪」の経歴については、評価対象者が過去に犯罪を犯し、有罪の判決を受けたことがあるかを調査する予定であり、逮捕歴のみの場合や、起訴猶予の場合はこれに含まれません。なお、「犯罪」の経歴をどこまで遡るかについては、現在検討中です。 |
| 103 | 「懲戒」は、公務員については国家公務員法、地方公務員法の懲戒処分に限定するのか、それより軽い訓戒や注意処分などは入らないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訓戒や注意処分等のいわゆる監督上の措置は、「懲戒」には含まれません。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|---|
| 104 | (第12条2項3号の)「情報の取扱いに係る非違」がある者に、特定秘密を取り扱わせることは問題だと考えられなくはない。しかし、失態の真実の原因が常に明らかになるわけではない。組織内の弱者が責任転嫁をされる危険があることからすると、過去の非違の認定が的確であったことを前提にしなければならない。この前提をどのように確保するか。 | ● 「情報の取扱いに係る非違」がある場合には、その原因やその時期等を含めて、本人等から聴取し、また、本人の現在の状況等を踏まえた上で、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。 |
| 105 | 実際に非違の経歴があったとしても、どれほど過去のものかによっても、現在の適性に影響ありと評価すべきではないし、当該非違によって問題を深刻に受け止め、適正管理に対する姿勢が著しく向上することもあり得るから、この点への配慮は不可欠である。配慮しないのか。配慮するとすれば、どのように配慮するのか。 | |
| 106 | 現に薬物を濫用している状態であれば、特定秘密の取扱い者としての適性以前に通常業務に明らかな支障を生じているのではないのか。そうであれば、適性評価の対象者にする以前の問題ではないのか。 | ● 薬物を濫用していたとしても、必ずしも通常業務に明らかな支障が生じている状態となるとは言えず、念のためこうした事実も確認する必要があると考えます。 |
| 107 | (第12条2項4号は)「薬物の濫用及び影響に関する事項」としている。薬物の影響に関する事項と言った場合、合法的に治療として処方されている薬物にもさまざまな副作用がある。眠気による注意力減退という症状はよくあり、ミスを犯す遠因にはなりうるが、このような「影響」も問題にするのだろうか。 | ● 処方された薬物による影響についても、これが明らかに特定秘密の取扱いの業務に影響を与えるような場合であれば、適性評価に影響を与える可能性はあると考えますが、通常みられるような眠気という程度の症状は問題なるとは考えません。 |
| 108 | (第12条2項4号の)「影響」の内容を具体的に限定する必要があるのではないのか。どのように限定するか。 | ● 本項目については、薬物の濫用及び影響の背景・理由等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、特定秘密を漏れいするおそれを総合的に判断することになります。 |
| 109 | (第12条2項5号の)「精神疾患」も広い概念である。特定秘密を漏えい(過失による場合も含め)のおそれがある精神疾患とはどのようなものか具体的に示すことができるのか。 | ● 本項目では、精神に係る事由を原因として、自らの行動をコントロールできなかったり、意識や記憶を失ったことがあるか等について調査することを考えています。なお、本項目については、精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するのではなく、その具体的症状や治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。 |
| 110 | 自覚症状があって治療を受けているものもあれば、自覚症状はあるが治療を受けていないもの、「精神疾患」でありながらそのことを自覚していないものもある。見落としのないように取扱い予定者全員について精神疾患の有無を徹底的に調査するとすれば、きわめて問題である。どのように考えればよいのか。 | ● 具体的な質問票の内容や調査の手順等は、現在検討中ですが、自己申告された質問票に基づき調査を行うこととなります。その上で、必要に応じ評価対象者への質問等を行うなど可能な範囲で調査を行うこととなります。 |
| 111 | (第12条2項6号の)飲酒の節度は飲酒をするすべての者について問題になり得る。それでは広過ぎるのではないのか。 | ● 特定秘密の取扱いの業務を行う者は、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があります。かかる観点から、「飲酒についての節度に関する事項」を調査事項としたものです。 |
| 112 | 飲酒の席で口が軽くなって重要な情報が漏えいする危険があるということが問題なのであろうが、そうだとすれば、そのような危険は、飲酒をすると常にすぐに眠ってしまうか全くの無口になってしまう者でないかぎり、だれにでも起こり得ることである。だれについても詳細に調査するということになるのか。 | ● 具体的には、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるか等を調査することになります。ただし、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するのではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 113 | (第12条2項7号の)借金状態、経済的困窮状態や生活の派手さ加減などを問題にしているのであろう。預貯金の実態や借金の詳細などを資料として提出させるのか。そうだとすれば、私生活の実情を監視されているのと変わらないことにもなるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたこと、また、自己の資力に照らし不相当な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられます。かかる観点から、「信用状態その他の経済的な状況に関する事項」を調査事項としたものです。具体的には、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相当な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、賞金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査することになります。ただし、一般的な目的とは異なる借入れがある、自己の資力に照らし不相当な金銭消費がある等の事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、評価対象者の資産形成等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。 |
| 114 | これまで事実上行われてきた調査では、本人の同意を得ていたのか。同意を得ていたのだとすれば、どのようなことが行われているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特別管理秘密を取り扱う適格性の確認は、各府省等において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、必ずしも本人の同意を得て行っているものではないと承知しています。 |
| 115 | (第12条3項)1号は、「前項各号に掲げる事項について調査を行う旨」と規定しているが、(第12条第2項)1号ないし7号の条文がそのまま書かれているのか、各号についてどのような事項を質問するのか具体的に示すのかでは、任意の同意と言えるか否か全く異なる。前者では単なる条文の確認であって、あえて同意を得る意味がない。どのように考えればよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な告知、質問事項等については現在検討中です。 |
| 116 | 評価対象者への質問、資料提供の要求は、本人に対するものなので、(第12条第3項)1号の内容が具体的に明らかにできれば、同意するか否かを決め易いが、そうでなければ同意はほとんど無意味である。どのように考えればよいのか。第三者への照会は、どのような情報についてだれに照会するのかを事前に明らかにされる必要があるのではないか。 | |
| 117 | 行政機関の職員は、「評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させることができる」とあるのは、そのような権限が認められるということである。これにより、行政機関の職員は評価対象者に質問したり、その「知人やその他の関係者」にも質問することができる。「知人やその他の関係者」は範囲を限定するのか。職員の裁量に委ねるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「知人その他の関係者」の範囲は、調査事項や調査の状況等によって異なるため、範囲を限定することは困難と考えますが、第12条第4項に規定しているとおり「調査を行うため必要な範囲内」に限られます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 118 | (第12条4項の)「質問」という対話形式で情報を得るとなると、実際には決められた質問事項以外のことについても聞いてしまうことになる。「必要な範囲」を超える情報を得てしまうことが往々にして起こり得るのではないかと。そのような情報は本来、収集目的に入っていないのであるから、記録化しない、行政機関の長に報告しないということになるのか。 | ● 仮に「必要な範囲」を超える情報を入手した場合には、当該情報は記録する必要はないと考えます。 |
| 119 | (第12条4項の)「評価対象者に対し資料の提出を求めさせ」の「資料」は、「第二項の調査を行うため必要な範囲内」という条件の下で要求されるものである。私生活や健康状態、生活状態など広範にわたる情報の提供を求められる可能性がある。提供させるべき資料の範囲を限定する必要があるのではないかと。 | ● 適性評価のための調査事項は第12条第2項各号に掲げるものに限定されています。資料の提出についても、同事項に関する調査に必要な範囲で求めるものであり、広範にわたる情報の提出を求めるものではありません。提出を求める資料については、各対象者の質問票の記載内容を確認しながら、必要に応じ、判断することになると考えます。 |
| 120 | (第12条4項の)「報告を求めること」が「できる」というのは、その者に権限を与えることは明らかであるが、相手に対応義務を負わせているのか、少なくとも負わせていない場合もあると解すべきなのではないかという問題がある。国会での政府答弁は、回答義務があるということであったが、一律に義務があると解すべきなのか。医療に関する個人情報のように秘匿性が高く、秘匿性を守ることについて患者の要求の度合いが高い情報について回答義務があるとすることは、医療機関が患者の秘匿性の高い情報を第三者である行政機関に提供してしまうことを意味するから、そのことを意識して医療を受けない、医療を受けても本当のことを言わないという、治療にとって明らかにマイナスの事態が生じる。これはきわめて問題である。一律に義務づけるといふ構造にしてしまうと、回答を義務づける事項を限定しなければならなくなるのではないかと。 | ● 第12条第4項により、行政機関の長は、調査に必要な範囲内で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされており、法的には、それを受けた公務所等は、原則として報告すべき義務を負うと解されます。しかし、罰則等により強制されることはありません。実際の取扱いについては、本人の同意を得ていることをお示しした上で照会することとなるので、照会を受けた医療機関や医師が、本人の同意があるにもかかわらず回答しないことはないのではないかと考えます。 |
| 121 | 医療機関以外の者についても、一般的に回答義務があるとしてよいのか。義務はないとするか、あるとしても限定する必要があるのではないかと。 | |
| 122 | (第13条4項の)「適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由」とは、どの程度の記載を考えているのか。抽象的過ぎると、理由告知制度を設ける意味がない。 | ● 具体的な理由の通知方法等については現在検討中ですが、評価基準や評価方法の詳細が明らかになり、対抗措置が取られることは避ける必要があると考えています。 |
| 123 | (第13条4項の)「(評価対象者が理由の通知を希望しない場合を)「あらかじめ」に限定してしまうと、適格と判断されたいと思う者は、必然的に、あらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出ないことになるのではないかと。 | ● 適性評価は、行政機関の職員に加え、適合事業者の従業者も対象となります。また、理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行う必要があり、例えば、質問を行った関係者に影響が及ぶおそれがある場合など、具体的な情報源を明らかにできないときがあり、そのような場合、理由の通知の仕方についても、慎重な検討が必要となります。こうした中で、多数の適性評価を円滑に行うためには、適性評価の実施に当たり、同意を得る段階で、理由の通知の希望の有無についても確認することが適当であると考えます。なお、本法には苦情の申出制度があり、仮に通知を希望していなかったとしても、苦情の申出により改めて理由の通知を希望すれば、これに回答することになると考えます。 |
| 124 | 理由の通知を希望しない旨の申出を事前に限定しなければならない理由はなにか。事前放棄しない者については、その時点ですでに事実上、不適格の評価がなされるという疑問を抱かれることにならないかと。不適格という結果が出て初めて理由を確認したいと思うようになるのが自然であることからすれば、爾後でもよいとしてもよいのではないかと。 | |
| 125 | 事業者以上に行政機関が事業者の従業員の個人情報を大量に有している関係は異常である。事業者が雇っている従業員による漏えい防止を、行政機関が主体となって行うことにする本制度では、その徹底を期するがゆえに際限なく調査を行なうか、逆に、ごくごく形式的なものになってしまったり恣意的な運用をする者が出てきたりする可能性があるのではないかと。現在の自衛隊法では、これらの問題は契約事項として事業者側の責任において行われることになっている。制度設計としてはこちらの方が合理的なのではないかと。不合理だとすれば、どのように不合理なのか。 | ● 適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、当該特定秘密を保有する行政機関の所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関との契約に基づき行われるものです。このような適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、物件の製造又は役務の提供を業とする者と行政機関との契約に基づく一時的なものであり、特定秘密の保護の責任が取扱いの業務を行わせる特定秘密を保有する行政機関の長にあることに変わりはありません。したがって、適合事業者は信頼ある適性評価を行うことができる立場になく、特定秘密を適合事業者に取り扱わせる行政機関の長が適合事業者の従業者の適性評価を実施する必要があります。特に本法では、公務所又は公私の団体への照会権限が新たに規定されるなど、自衛隊法にはない権限が認められており、行政機関の長が適性評価を行うことが適当と考えます。 |
| 126 | (第14条1項の)「当該評価対象者について実施された適性評価について、…苦情の申出をすることができる。」ということとは、調査事項、調査の実態等について苦情の申出ができるということか。 | ● 評価対象者について実施された適性評価について苦情の申出ができます。 |
| 127 | 苦情の申出にはだれが対応するのか。 | ● 行政機関の長ですが、具体的な対応は、当該行政機関の職員が行います。 |
| 128 | (第14条2項の)「処理の結果を…通知する」とあるので、結論だけがごく簡単に書かれた通知に止まるように読めるが、そうか。申出者に一定程度理解してもらおうと考えるのであれば、結論に至る理由説明をある程度の方がよいのではないかと。 | ● 苦情の申出の内容に応じた結果を通知することを想定しています。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 129 | (第14条3項の)「不利益な取扱い」とはどのようなことを指すのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 降格、減給、懲戒処分はもとより、これらに該当しない訓告・厳重注意・自宅待機命令、不利益な配置の変更など人事上の差別取扱いの作為又は不作為、昇給、昇格など給与上の差別取扱いの作為又は不作為、退職の強要、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどが考えられます。 |
| 130 | 「不利益な取扱いを受けない。」の実効性を確保するにはどのようにすればよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ、関係機関への相談や処分に対する不服申立てがなされるものと考えます。 |
| 131 | 適性評価のための調査(12条4項)を他の行政機関に委託することができるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 調査事項の調査を行うため必要な範囲内で行われる質問等の調査(第12条第4項)は、評価対象者の所属する行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、調査の委託はできません。 |
| 132 | (他の行政機関に委託)できるとすると、調査情報は、一旦、受託者に集まる。それを委託した行政機関に提供することになるが、データで管理している情報であれば、受託者に情報が残る。ここでの利用制限に関する規定がない。どうするのか。 | |
| 133 | 不適格になったら、適合事業者としては、そのことだけで労働者を不利益に扱うことは大いにあり得るのではないかと。そうさせないための実効性ある方法とは何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者には、行政機関の長が行う適性評価の結果や、同意をしなかった場合には、その旨のみが通知されます。そして、第16条第2項において、適合事業者は、通知内容を人事考課等に利用することができないよう、利用又は提供を禁止しております。もし人事考課等で不利益に扱われた場合には、例えば民事上の訴訟の対象となることも考えられます。 |
| 134 | 行政機関内部だけならばともかく、民間企業の従業員、派遣労働者について個別の調査を行なうことを予定しているから、この場合、当該行政機関の職員だけで対応できるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適性評価は、当該行政機関の職員だけで行います。 |
| 135 | そもそもこの行政機関の職員にも十分かつ確かな情報収集能力が揃っているのか。揃っているという建前だけでは、実際に正確な情報を集積することはできないのではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法定の調査事項について、まずは評価対象者本人から質問票に記載をしていただき、記載内容に基づき適性を判断します。必要な場合には、関係者への質問や公務所等への照会をすることもでき、調査に必要な情報を収集できるものと考えます。 |
| 136 | (第18条に関して)行政実務では実際に存在する秘匿性の高い情報について統一的な基準あるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日付けカウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、各省庁において、平成21年4月から特別管理秘密制度が導入されていますが、本法の運用基準で規定することを予定している細目のような基準はありません。 |
| 137 | (統一的な運用基準について、)基本的な事項は、法律で規定すべきではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関しては、本法の各条により基本的な事項が既に規定されています。その上で、法18条により、これらにつき政府部内で統一的な運用を図るため基準を定めることとしたものです。 |
| 138 | (第19条の)「報告」はどのようなものを想定しているか。統計処理した数字のようなものだけだと、国会への報告は単なる儀式にしかならない。国会に報告すること自体にも一定の監視機能を持たせるために、報告内容は国会議員が検討する意味があるよう、相当程度に具体的なものにすべきではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国会に報告することとされたことの意義を踏まえ、具体的な内容については運用基準に規定することを検討します。 |
| 139 | (第20条の)「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため」とは、どのような意味か。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の箇所は、本法の目的を規定した第1条の「我が国の安全保障(中略)に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの(中略)の漏えいの防止を図り」と同義です。 ● 「我が国の安全保障に関する情報」は、我が国が講ずる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じたりして我が国が効果的な措置を講じることができなくなるから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されています。また、仮にかかる情報について、一般の秘密と同程度の管理しか行われない状態が続けば、我が国が協力国等から安全保障に関する情報を得ることが困難となり、安全保障を確保するための我が国自身の能力が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携が阻害されることによって我が国と協力国に共通して脅威となり得る国家やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらすこととなります。このため、本法では、「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため」、特定秘密を厳格な保護措置の対象としたところで。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 140 | (第12条)2項1号ないし7号に関する詳しい最新情報を集めようとするれば、日常生活について日常的に監視し続ける必要がある。当該行政機関の職員(17条)でも対応し切れないであろう。諸外国の例では、連邦人事局(アメリカ)、国防調査庁・外務省(イギリス)、連邦憲法擁護庁(公安警察)・軍防諜局(ドイツ)、内務省中央国内情報局(フランス)などに委託されている。我が国では、警察庁(公安警察)に委任することになるのではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適性評価では、第12条第2項の調査を行うため必要な範囲内において、評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者への質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体への照会を行うものであり、日常生活について日常的に監視をするということはありません。 ● 調査事項の調査を行うため必要な範囲内で行われる質問等の調査(第12条第4項)は、評価対象者の所属する行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、調査の委託はできません。 |
| 141 | 適合事業者は自社の従業員についてこのような監視がされることを許容しているのか。 | |
| 142 | (第21条について、)どのような事項を政令事項として想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 政令案に盛り込むべきと考えられる事項については現在お示している資料をベースに検討を進めてまいりたいと考えております。 |
| 143 | 捜査方法や刑事裁判手続について、警察庁、最高検、最高裁で検討しているのか。しているとすれば、どのようになっているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法第10条で、刑事事件の捜査及び公訴の維持に係る特定秘密の提供について必要な事項を定めています。 ● 特定秘密に係る事件の捜査及び刑事裁判手続については、関係当局が本法及び関係法令に基づき適切に対応することとなります。 |
| 144 | 既遂は「漏えい」であって漏えい後の公表や報道ではない。外務省機密漏えい事件でも犯罪行為は漏えいしたことであって、新聞に曖昧に書いたことや、国会の審議に出したことでない。例えば、同じ役所の中で、取扱業務従事者以外の者が当該役所内において当該役所の業務のために研究するために特定秘密を管理場所から持ち出した場合、24条1項違反が問題になり得る(但し、目的犯にしたことで、処罰対象にならない可能性はある。)。これを犯罪として問題にするか、適正管理の逸脱の問題とするか。犯罪として問題にすると、現場を保存する必要があり、それをしないと証拠隠滅の問題が起こる。役所内が捜査対象になることから業務への支障が起こるのではないかと。また、犯罪でないから軽視してよいという事態ではない。権限者(取扱業務従事者)以外の者が情報を取得できる管理環境に問題がある。罰則の適用よりも情報管理の適正化こそを重視すべきだと考える。犯罪捜査と適正管理の関係をどのように考えるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の保護に関し必要な措置は、法5条1項、3項及び5項、6条2項、7条2項、8条2項並びに10条1項の規定に基づく政令等で定められ、これらの規定により、厳格な保護措置を講じることが求められることとなります。政令等では、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員等の範囲を定めるとともに、必要な物的保護措置を定めることなど、取扱い等の権限を有する者以外の特定秘密へのアクセスを防止するための措置についても規定し、御指摘の「情報管理の適正化」に一層遺漏無きを期して参りたいと考えています。 ● また、本法に定める犯罪があると思料される場合、捜査機関において、法と証拠に基づき、必要な捜査が行われるものと考えられますが、これと御指摘の「適正管理の逸脱の問題への対応」とは別個のものとして取り扱われるべきと考えます。 |
| 145 | 既遂については、インターネット上に出てしまったような場合で、だれにでも知られてしまう環境になっている場合と、漏えいの相手方に当該情報が渡っているだけで公表されていない場合があり得る。前者については検察官は当該情報を公開法廷に顕出して被疑者・被告人は実質秘性を争うことになるのか。後者については警察・検察・令状裁判官は当該特定秘密を逮捕状や勾留状の被疑事実に記載するのか。起訴後の裁判手続はどうなるのか。 | <p>[インターネット上で公表された場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密と同一性を有する情報が、インターネット上で公表されたと認められる場合には、一般には、「公になっていないもの」との要件を満たさず、行政機関の長は特定秘密の指定を解除することになります。検察官が当該情報を公判廷に顕出するかは事案ごとに判断することになりますが、その判断は当該情報が既に特定秘密ではなくなっていることを前提とすることになります。 <p>[漏えいの相手方に情報が渡っているだけで公表されていない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の漏えいの後も、なお非公知性が失われていない場合は、当該情報が特定秘密であることを前提に、本法及び関係法令に基づき、警察、検察当局等において適切に対応することになると考えます。なお、被疑事実を特定するために、特定秘密そのものを逮捕状等に記載することは許容されないものと考えます。 |
| 146 | 未遂、独立教唆、共謀などの場合には、漏えいの結果は生じていない。この場合、警察・検察・令状裁判官は当該特定秘密を逮捕状や勾留状の被疑事実に記載するのか。起訴後の裁判手続はどうなるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法に定める未遂、独立教唆、共謀に係る行為が実行された場合において、なお特定秘密に係る情報の非公知性が失われていない場合は、当該情報が特定秘密であることを前提に本法及び関係法令に基づき、警察、検察当局等において適切に対応することになると考えます。なお、被疑事実を特定するために、特定秘密そのものを逮捕状等に記載することは許容されないものと考えます。 |
| 147 | 「過失」の行為類型としてどのようなことを想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「過失により」とは、漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特定秘密であることを失念して当該特定秘密に係る情報を自己以外の者に告知した場合、特定秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定されます。 |
| 148 | 漏えい後に過失犯として処罰するよりも、漏えい前に適正管理の実行確保とこれに対応する管理義務違反を設定した方が情報漏えいの防止に有効なのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の保護に関し必要な措置は、法5条1項、3項及び5項、6条2項、7条2項、8条2項並びに10条1項の規定に基づく政令等で定められ、これらの条の規定により、厳格な保護措置を講じることが求められることとなります。これにより御指摘の「適正管理の実行確保」に遺漏無きを期していきたいと考えています。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 149 | 保全監視委員会の準備の進捗状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法の施行までに、昨年12月の4党協議の結論に従い、『独立した公正な立場において検証し、及び監査することのできる新たな機関』として、米国の情報保全監督局も参考としつつ、内閣府に、審議官級の独立公文書管理監(仮称)と、その下に20人規模の情報保全監察室(仮称)を置き、両者相まって、各行政機関による個別の特定秘密の指定等を検証・監査し、不適切なものについては是正を求めることができるようにすることとしています。 |
| 150 | 独立公文書管理監の準備の進捗状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● また、内閣総理大臣が特定秘密の指定・解除等についてチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、米国の省庁間上訴委員会を参考としつつ、閣議決定により、内閣官房にインテリジェンスコミュニティの事務次官級を中核とする、保全監視委員会(仮称)を、本法の施行までに設置することとしています。 |
| 151 | 情報保全監察室の準備の進捗状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房に設置する保全監視委員会(仮称)や、内閣府に設置する独立公文書管理監(仮称)と、その下の情報保全監察室(仮称)に具体的にいかなる事務を所掌させるか、どのような権限を与えるべきかという点も含めて、鋭意検討を行っており、今後、情報保全諮問会議の先生方の御意見も伺いたいと考えております。 |
| 152 | 特定秘密が公的情報の一部を構成するという位置付けであり、特定秘密でなかった情報を特定秘密に指定したり、逆に指定解除をしたりという関係性があることからすると、特定秘密に限らない公的情報全体についての管理組織をつくるべきではないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法の対象とならない情報の取扱いの在り方については、政府において別途検討が進められる予定です。 |
| 153 | 現在は(別表第一号の)イ乃至ヌの各項目についてどのような種類の情報があるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 別添4の「別表の具体例」を御参照ください。 |
| 154 | 防衛省が保有する情報はすべて公文書管理法3条の適用を受けないという理解でよいか。同条の規定の改正は必要ないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防衛秘密及び特別防衛秘密は、管理が厳格で、かつ図画や物件等も含めて一体的に管理されていた実態に鑑み、自衛隊法等又はMDA秘密保護法等の規定が公文書管理法にいう「特別の定め」に当たるとして、自衛隊法等又はMDA秘密保護法等に基づき、管理が行われています。 ● 他方、特定秘密については、現在公文書管理法が適用されることを前提に詳細を検討中であり、同条の規定の改正は必要ないと考えています。 |
| 155 | (別表第二号について、)1条の「安全保障」と同じ定義(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。)よいか。異なるのであれば、どのような内容として理解すればよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1条の「安全保障」と同じです。 |
| 156 | ここ(別表第三号)で規定されている情報についても、「我が国の安全保障(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの」に該当するという理解でよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 別表第三号に規定する事項に関する情報で、第3条第1項に規定する「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」などの要件に該当するものが特定秘密として指定されます。 |
| 157 | (別表第三号の)「特定有害活動」はいわゆるスパイ活動に当たるものと説明されているが、通常、イメージするスパイ活動とは著しく異なる。「特定有害活動」の定義に至った経緯はどのようなものか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 問91で述べたとおりです。 |
| 158 | (別表第三号)ロによれば、外国政府や国際機関と情報交換することを想定していることが伺われるが、そうだとすれば、スパイ活動に関する定義は一致している必要があると思われるが、「特定有害活動」は諸外国のスパイ活動の定義と合致しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「スパイ活動」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。本項についての該当性は本法の定義に従い判断します。 |
| 159 | (別表第三号イの)「特定有害活動による被害の発生若しくは拡大」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 情報漏えいや大量破壊兵器が我が国に対して使用される場合等が挙げられます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 160 | (別表第三号イの)「防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。 | ● 「措置」としては、特定有害活動への適切な対処を確保するため治安機関がとるべき措置が、また、「計画」としては、「措置」の手順等をまとめた計画が、さらに、「研究」としては、「措置」の効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究がそれぞれ挙げられます。 |
| 161 | (別表第三号ロの)「特定有害活動の防止に関し収集した」というのは、だれがどこから収集してくるのか。 | ● 警察機関等が、協力者、情報提供者、外国情報機関等から収集してくることが想定されます。 |
| 162 | (別表第三号ハの)「情報の収集整理又はその能力」というのは、具体的にどのようなことを指すのか。 | ● 「収集整理」としては、本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法等が挙げられ、また、「その能力」としては、情報提供者等から情報を収集する際の情報源、情報入手頻度等が挙げられます。 |
| 163 | ここ(別表第四号)で規定されている情報についても、「我が国の安全保障(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの」に該当するという理解でよいか。 | ● 別表第四号に規定する事項に関する情報で、第3条第1項に規定する「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」などの要件に該当するものが特定秘密として指定されます。 |
| 164 | (別表第四号の)(テロリズムには、)国際テロだけでなく、国内テロを含んでいるのか。後者は国内の治安の問題であるから、極力国民に問題状況を広報して注意喚起し、テロ集団の形成・拡大を阻止するということで対処すべき問題ではないか。 | ● 本法にいう「テロリズム」には、国内テロリズムも含んでいます。テロリズム防止のため国民の理解と協力を得ることは重要ですが、テロリズム防止のための措置などの事項に関する情報が漏えいした場合、相手方はテロリズムに対処する治安活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となることから、我が国のテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性があります。 |
| 165 | (別表第四号ロ)によれば、外国政府や国際機関と情報交換することを想定していることが伺われるが、そうだとすれば、「テロリズム」に関する定義は一致している必要があると思われるが、諸外国の定義と合致しているのか。 | ● 「テロリズム」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。本項についての該当性は本法の定義に従い判断します。 |
| 166 | (別表第四号イの)「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本においてあるのか。あるとすれば、どのような事実から判断できるのか。 | ● 平成7年に発生した地下鉄サリン事件にもみられるように、「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本国内にも存在しているといえます。 |
| 167 | (別表第四号イの)「防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。 | ● 「措置」としては、重要施設の警備の実施状況等が、また、「計画」としては、重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領等が、さらに、「研究」としては、テロ発生時の諸外国の対応要領の研究等が挙げられます。 |
| 168 | (別表第四号ロの)「テロリズムの防止に関し収集した」というのは、だれがどこから収集してくるのか。 | ● 警察機関等が、協力者、情報提供者、外国情報機関等から収集してくることが想定されます。 |
| 169 | (別表第四号ハの)「情報の収集整理又はその能力」というのは、具体的にどのようなことを指すのか。 | ● 「収集整理」としては、本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法等が挙げられ、また、「その能力」としては、情報提供者等から情報を収集する際の情報源、情報入手頻度等が挙げられます。 |

○第2次締切(～3/10)までに寄せられた質問事項への回答(第2回)

平成26年3月24日

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 170 | 今回(3月5日)に送っていただいた諸外国の秘密保全制度の比較表では、「有効期間」の欄が追加され、当該欄には(英国以外は)期間の延長の可否及び年限が記載されているが、秘密指定の原則的な(＝初期の)有効期間は当該欄に記載されている延長期間と同じということか。 | ● 諸外国の秘密保全制度の比較表については、御質問を踏まえ、秘密指定の原則的な(初期の)有効期間及び有効期間の延長の上限を明確に区別する形で、別添のとおり修正いたしました。 |
| 171 | 秘密指定文書の管理の在り方、とくに「破棄」の可否ないしルール、そして指定解除後の公開又は破棄に関するルールは、諸外国ではどのように定められているのか。 | ● 御指摘を踏まえ、現在調査中です。なお、諸外国制度の調査には時間を要することが予想されますので、予めご了承願います。 |
| 172 | 法第3条第1項では、行政機関の長による特定秘密の指定が規定されている。これとの関係で、米国の大統領令13526号の1.3条(e)項が定めているような「自らが機密指定を要する情報を創出したと判断したこれらの当事者に対し、当該情報に関する管轄権と機密指定権を有する行政機関に、速やかにその旨を通知する義務を課している。そして、この通知を受けた行政機関は、30日以内に、当該情報を機密指定するか否かにつき決定しなければならない」と言った場合については、政令でこれを規定しないのか。あるいは、法でこのような場合を想定して読み込めるのか、ご教示願いたい。 | ● 米国の大統領令第13526号と我が国の特定秘密保護法とでは制度的な違いもありますが、まず米国の制度をよく研究しつつ、指定のための行政機関内部での具体的な手続きについて検討していきます。 |
| 173 | 法第5条第4項における行政機関の長が適合事業者に特定秘密を保有させることができるとする規定と、法第8条第1項における行政機関の長が特定秘密を適用事業者に提供することができるとする規定の関係。具体的な想定事例を含めて説明して頂きたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第8条第1項は、特定秘密を保有する行政機関の長が、安全保障上の必要により特定秘密を適合事業者に提供することができる場合について定めるものです。 ● 他方、法第5条第4項は、行政機関の長が指定をした場合において、適合事業者に、当該指定に係る特定秘密を保有させることができることについて定めるものであり、具体的には、適合事業者に、武器等の試験を行わせる場合や武器の部品等の物件を製造させる場合であつて、試験結果が生じ、又は物件が製造されると同時に保護を与えなければならないときに、直ちにこれを特定秘密として保護させることができるようにする必要があるときを念頭に置いています。 ● このような場合、行政機関は、指定をした時点において、当該特定秘密に係る情報を保有しておらず、また、当該行政機関から適合事業者への特定秘密の提供もないことから、第8条とは別途、規定を設けることとしたものです。 |
| 174 | 法第8条第3項で、行政機関の長が適合事業者に対して当該特定秘密の提供を求めることができるとする規定で想定している具体例を説明して頂きたい。 | ● 上記173のような第5条第4項の規定により、適合事業者が、武器等の試験を行った場合や武器の部品等の物件を製造した場合に、その結果生じた試験結果や製造された物件が特定秘密となるときには、当該特定秘密を保有するのは、当該適合事業者であることから、当該適合事業者から当該特定秘密の製造を行わせた行政機関の長への提供について規定したものです。 |
| 175 | 法第12条及び第15条1項における「特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」の範囲が適正に限定されるような基準を設ける予定はあるかどうか、説明して頂きたい。 | ● 運用基準には、例えば、新規採用者の取扱いについて、留意事項を記載することなどを検討しています。 |
| 176 | 法第13条における適性評価の実施に伴う結果(具体的には適性の有無に関する判断の結果)は、(1)行政処分ではなく、(2)そのため行政不服審査法の対象にならず、かつ、(3)法第14条における苦情の申出による解決が終局的なものとなり、争訟性もないことを確認して頂きたい。 | ● 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを評価するものに過ぎず、職員の任用について人事評価又はその他の能力の実証等に基づいて行わなければならないことを規定する国家公務員法等の能力を評価するものではありません。また、適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないと考えます。したがって、適性評価の結果そのものは、行政不服審査法の不服申立てや行政事件訴訟法の取消訴訟の対象とはならないと考えます。 |
| 177 | 法第14条第2項の「行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。」という規定で想定している制度は、(1)国家公務員法における一般の公平制度類似の制度を予定しているのか、(2)防衛人事審議会のような第三者的立場の有識者を入れた制度を予定しているのか、又は(3)上記(1)の制度より、より簡略な制度を想定しているのか説明して頂きたい。 | ● 具体的な苦情処理手続等については現在検討中ですが、行政機関の長、具体的には苦情処理を担当する部署において、苦情処理手続や苦情処理結果の通知手続を行うことを考えています。従いまして、(1)または(2)のような制度は想定しておりません。 |
| 178 | 下記質問5への回答の中にあるCIAの関与について、連邦議会等の職員に関する身上調査は、FBIが行うという点が確認されたことは、当然である。また、FBIがその意見書を出すというのも理解できる。なお、CIAの関与については、CIAからすれば情報特別委員会の職員にクリアランス同等のものが必要と考えるのも理解しえるので、その見解を述べることはあり得ると考える。そこで、②のCIAの関与を示す根拠(規則、公的文書等)をご教示願いたい。 | ● 諜報特別委員会の職員に対する身上調査におけるCIAの関与の根拠等について、調査いたします。 |
| 5 | (参考)前回答分 議員団が米国の関係先から受けた回答のうち、連邦議会の職員等に対して身上調査を行っているのはCIAではなくFBIであり、国立公文書館情報保全監督局の職員等に身上調査を行っているのはCIAではなく連邦人事管理庁に属する連邦調査サービス(Federal Investigative Services)ではないかという点の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ● 諜報特別委員会の職員に対する身上調査は、①FBIが広範な範囲にわたって身元調査を行い、報告書を作成し、②CIAがその報告を基に、当該人物が秘密情報にアクセスするにふさわしい人物かどうかの評価を行い、委員長に見解を示し、③委員長がFBIの報告書とCIAの見解を踏まえ、最終的に判断をすと承知しています。 ● なお、情報保全監督局の職員に対する身上調査実施者については、現在調査中です。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|---|
| 179 | <p>(質問2(3)について) 米国の対象者のところで、「連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者」という表現が不正確であると指摘した意図は、(1)「契約業者」ではなく、「適合事業者」とすべきであると考え、かつ、(2)「職員」だけでは、代表者、代理人、使用人が抜けてしまうので、こちらも「従業者」とすべきであると考えたためです。</p> | <p>● 「適合事業者」の用語は、本法において規定しているものであり、米国における「契約業者」が、当該用語で定義される範囲と完全に一致するかは不明であるため、ここでは「契約業者」の用語を用いております。</p> <p>● 一方、「従業者」の用語は、一般的に用いられていると考えますので、対照表においても、別添のとおり「職員」を「従業者」と修正いたしました。</p> |
| 180 | <p>(質問2(4)について) 特定秘密の一部に、米国でいう極秘に相当するものが含まれる可能性が捨てきれないことから、極秘に対応するその他の調査方法で標準書式86号を用いるBI(身上調査)が該当する場合はあるのか。</p> | <p>● 秘密の指定については、各国がそれぞれ行っているものであり、御指摘のとおり、米国において極秘(secret)とされている情報が、我が国の指定要件では、特定秘密に該当する可能性はあると考えます。なお、我が国の特定秘密の保全措置に関しては、適性評価も含め、諸外国の秘密の保全措置を参考としつつ、検討しているところで。</p> |
| 2 | <p>(参考) 前回回答分 参考資料の「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度比較(適性評価)」について、 (1) 適性評価に関する判断基準と調査事項とは密接に関係するものの、実際には異なっていることから、これを区別しなくてよいのかという点。 (2) 本法の対象者のところで、「契約業者の役職員」となっているものの、法第5条第5項における「従業者」の方がよいのではないのか。 (3) 米国の対象者のところで、「連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者」とあるが、表現が不正確であるので、訂正した方がよいこと。 (4) 米国の「調査区分とそれに応じた調査内容の差異」のところで、(i) <調査区分>につき、少なくとも「機微区画情報へのアクセス」を入れておいた方がよいこと、(ii) <調査内容の違い>における【調査事項】のところの「区分にかかわらず同一。」という記載は誤りであるので、訂正すべきこと、(iii) <調査内容の違い>における【調査手法】のところの「ポリグラフ検査」は、連邦政府職員等についてはそのとおりであるが、契約業者の従業者等に対して実施できる行政機関は限定されているので、※による注がするように思えること、(iv) 同じところで、「配偶者・同居人について国家機関のデータでのチェック」との記述は、調査のひとつとして民間の大手信用調査会社へ信用情報調査を行っていることから、不正確であるので修正すべきこと。</p> | <p>(1)について ● 調査事項は各国の質問票等を基に、各国の対比ができるよう、質問票の質問項目の概要を記載したものです。なお、米国では、「秘密情報へのアクセス適格性決定のための判定ガイドライン」を公表していますが、英国、独、仏については、このような適性評価の評価基準を公表しておらず、事務局においてもこれを承知していません。そのため、表には評価基準は記載しておりません。</p> <p>(2)について ● 御指摘を踏まえ、別添1のとおり「従業者」に修正しました。</p> <p>(3)について ● 御指摘の趣旨を改めて御教示いただければ幸いです。なお、行政府以外の立法府や司法府の職員のクリアランスの具体的な根拠については調査中です。</p> <p>(4)について (i) 御指摘を踏まえ、別添1のとおり修正いたしました。 (ii) 本件資料の中の調査事項は、質問票の項目を指しており、米国の場合は秘密区分にかかわらず、質問票はstandard form86に統一されているため、「区分にかかわらず同一。」と考えています。 (iii) ポリグラフ検査については、ポリグラフ検査が承認されている行政機関においてのみ実施されていると承知していますが、その概要がどのようなものかについては、調査中です。そのため、現時点では別添1の記載としました。 (iv) 米国の秘密情報アクセスに関する背景調査基準にある、極秘や機微区画情報のアクセス適格性決定のために用いられるスタンダードB (Single Scope Background Investigation(SSBI)) では、配偶者や同居者がいる場合には国家機関によるチェックを行うと記載されていますが、信用情報機関への調査の実施については記載されていないため、別添1のとおりとしました。(配偶者についての民間の大手信用調査会社への信用情報調査について、御教示いただければ幸いです。)</p> |

○これまでに寄せられた質問事項への当室回答に対する再質問への回答

平成26年4月16日

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 188 | <p>秘密漏えい事件の刑事裁判において外形立証の方法が「通例」と説明しているが、これまでの秘密漏えい事件の判決をみるかぎり、常に外形立証が採用されて来たとは思えない。「通例」と判断する根拠を明らかにされたい。公開裁判の原則と被告人の防御権の保障の観点からすると、外形立証がこれらと両立し得るかぎりにおいて許容され得ると解すべきではないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● これまでの秘密漏えい事件の刑事裁判においては、例えば昭和44年3月18日東京高裁判決(いわゆる外務省スパイ事件)、昭和46年1月23日東京地裁判決(いわゆる防衛庁機密漏えい事件)、平成20年10月28日横浜地裁判決(いわゆるイーゼス艦情報漏えい事件)等において外形立証の手法が採用されたと承知しており、これを踏まえ、前回答したところで。 ● いずれにせよ、特定秘密保護法違反の罪の公判において、外形立証により、当該特定秘密の内容そのものを明らかにすることなく有罪立証を行う方法がとられるとしても、検察官の側で合理的な疑いを容れない程度の証明をしなければならない立証責任を負っていることは言うまでも無く、立証不十分＝無罪ですので、被告人の防御権が侵害されるものではないと理解しております。 |
| 16 | <p>(参考)前回答分 法10条1号口の「当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」の部分を敷衍していただけますか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 法10条1号口は、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合があることから、設けられた規定です。 ● そのため、捜査に特定秘密が使用されることを認めつつ、特定秘密の保護を図るため、「当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」との条件が設けられました。 具体的には、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に特定秘密を提供することがないと認められる場合を規定しているものです。例えば、捜査機関が当該秘密を公判において開示しないこと、具体的には、当該秘密については、刑事訴訟法第316条の13に基づく検察官請求証拠とせず、また、弁護士・被告人側が第316条の15第1項の類型証拠又は第316条の20第1項の争点関連証拠として検察官に対し証拠開示を請求したとしても、当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示を拒むことについて、特定秘密の提供を行う行政機関と捜査機関との間で事前に確認した場合が該当します。 ● 秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法により、特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質性を立証することが通例であり、検察官が特定秘密を公判廷において証拠として公開しない限り、公開の裁判の下でも、法第10条第1号口に定められた条件を満たすことになると考えます。 |
| 189 | <p>本法では漏えいのみを重大視し、漏えいの危険という観点から適性評価を行い、漏えい関連行為に限って重罰で臨むことにしているが、秘密情報の改ざんや破壊を漏えいと同じように問題にしないのはなぜか。 刑罰は事後処理に過ぎない。捜査にも裁判にも膨大な時間や費用や手間などがかかる。外国からの不正侵入には刑罰で対応するのはほとんど不可能である。刑罰で子どもの不正行為を抑制できるか疑問である。高度通信ネットワーク社会における情報の拡散の容易さと速さを危惧するのであれば、情報管理の適正化(厳格化、迅速化など)こそが最優先に実行されるべきなのではないか。 外国政府等との情報共有は共通課題に取り組む場合、必要なことである。しかし、ごく一部の国の政府だけと情報共有の密度を著しく高め、他の国々の政府とは低くし、あるいは著しく低くするようなことをしてしまうと、前者とは親密な関係になれる可能性があるが、後者とは対立関係を深めることになる。日本政府としては外国との敵対関係や緊張関係をなるべく作らないようにすることが、防衛戦略面からも経済活動面からも望ましいことではないか。そうだとすれば、様々な関わり方を持つ諸外国それぞれどのような情報共有の仕方をすればよいかという問題になるのではないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密は、安全保障に関して、我が国が講じる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくなることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されていることから、その漏えいを防止することが重要であると考えます。 ● 一方、御指摘の情報の改ざんや破壊を防止するための厳格な情報管理は重要であり、特別管理秘密の物的管理の規定はお示ししたとおりです。仮にそのような行為が行われた場合には、刑法上の虚偽公文書作成等や公文書等毀棄、業務妨害などの問題になると考えます。なお、改ざんや破壊が行われる前に特定秘密の取得行為が認められた場合には、本法の規定によっても処罰されることとなります。 ● なお、本法律は、ごく一部の国だけでなく、我が国の安全保障のために必要な際に、様々な国との情報交換を可能とするものです。 |
| 25 | <p>(参考)前回答分 「我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大」していることに触れているが、具体的にどのようなことを指しているのか、あらためて立法事実をご教示いただきたい。(アジア太平洋地域の情勢が関係しているようだが、具体的にはどのようなことか。)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● これまでも外国情報機関等から工作を受けた公務員による情報漏えい事案が発生していましたが、近年、国際情勢の複雑化に伴い、国家間の関係が多様化するともに、国際テロ等の新たな問題が発生し、安全保障に関する情報の重要性がより増大しており、情報漏えい等を防止するための抜本的な対策の強化が急務となっています。 ● また、高度通信ネットワーク社会の発展に伴い、ひとたび情報が漏えいすると、被害が甚大となるおそれが高まっています。 ● さらに、我が国の安全保障のためには、関係国と緊密に情報を交換することが一層重要となっています。こうした外国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われています。本法により、安全保障上の外国との情報交換が一層促進され、我が国及び国民の保護に資することが期待されます。例えば、本法が施行されることで、万が一、在アルジェリア邦人に対するテロ事件のような事件が将来発生した場合に、外国の関係機関等から我が国に対し、秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることが期待されます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 190 | <p>物理的管理はルールを作るだけでなく遵守されなければならない。ルールが遵守されていることを確認する仕組みが必要であるし、ルール違反を速やかに発見し速やかに是正させる必要がある。これが的確に行われるなら、漏えい、改ざん、消滅などの事件が起こりにくくなる。防衛省や外務省、警察庁ではこれまでどのようにしてきたのか。制度上、運用上問題点があるか。これまでと異なる仕組みにした方がよいか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のように、秘密の物理的保護に係る規則等が遵守されていることを確認し、問題点等があれば速やかに改善するための枠組みを構築することは極めて重要であると考えます。 ● 例えば防衛秘密制度においては、関係訓令及び通達に基づき、①防衛秘密文書等を保管する施設設備(レイアウト、窓、壁、かざり、警報装置等)、保管容器、複写機、裁断機等、に防衛秘密文書等の作成、交付、保管廃棄等の状況について、定期及び臨時的検査を定めていると承知しています。 ● 現在のところ、各省庁において行われている保全検査等について、制度上及び運用上、深刻な問題点等があるとは承知しておりませんが、保全検査を含む特定秘密の実効的な保護措置のあり方についても、諮問会議の委員の皆様方の御意見や関係省庁の意見も踏まえつつ必要な検討を進めて参ります。 |
| 27 | <p>(参考)前回答分 情報管理の方法としては、人的管理とは別に、物理的管理もあるが、適性評価制度の前に、物理的管理についてはどのような取り組みを行っているのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第5条第1項において、行政機関の長は、特定秘密の指定をしたときは、特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする旨規定しています。 ● 御指摘の「物理的管理」に係る措置を含め、特定秘密である情報を記録する文書等の保護等に必要な措置については、情報保全諮問会議の有識者の方々の御意見を聴いた上で、政令及び運用基準等において規定していくことを考えています。 ● なお、現在の特別管理秘密の物理的管理については、別添3資料を参照願います。(カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の物理的管理部分) |
| 191 | <p>防衛省の秘密情報は公文書管理法第3条の規定に基づき公文書管理法の規定によらず自衛隊法施行令等により管理されてきたが、公文書管理法第3条の規定をそのまま残すと、いつの間にか政令等で公文書管理法の規定によらない管理を可能にしてしまうのではないか。公文書管理法第3条の規定の廃止あるいは改正を検討しているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 公文書管理法第3条は、「他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除き」、公文書の管理については、公文書管理法の定めるところによると規定しており、特定秘密についても、政令等に特別の定めを置かない限り、公文書管理法によらない公文書の管理が行われることはありません。法律に基づく政令等において特別の定めをすることは、法律(公文書管理法)で認められていることから、この政令等の制定を「いつの間にか」と否定的にとらえる必要はないと考えます。 また、現在担当部局において、公文書管理法第3条の規定の廃止あるいは改正について検討が行われているとは承知しておりません。 |
| 30 | <p>(参考)前回答分 特定秘密に該当する文書と公文書管理法の対象となる公文書との関係はどのようになるのか。その適正は誰がどのような基準に基づいてチェックするのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密が記録されている行政文書等は、他の行政文書等と同様に、公文書管理法の適用を受けることとなります。例えば、特定秘密が記録されている行政文書等は、行政文書ファイル管理簿による管理が行われ、行政文書ファイル管理簿は、同法により、一般の閲覧に供されることとなります。また、特定秘密が記録されている文書は、行政機関の長は保存期間が満了する日までの間、文書を保存しなければならない他、特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了した場合であっても、他の行政文書等と同様に、国の機関の政策の検討過程、決定に関する重要な情報が記録された文書その他の歴史公文書等については国立公文書館等に移管しなければなりません。ただし、「特定秘密の保護に関し、必要なものとして政令で定める措置」(法第5条第1項)と公文書管理法の規定とが衝突する個別の場合があれば「他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合」(公文書管理法第3条)として特定秘密保護法施行令のルールが優先します。 ● なお、30年を超えて特定秘密として指定をしていた特定秘密を記録した行政文書等であっても、当該行政文書等の保存期間が満了したものについては、自ら指定を解除する場合であっても、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管するよう、運用基準で明らかにすることを検討しています。一方、30年未満で特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了したものについては、他の行政文書等と同様に歴史公文書等については国立公文書館等に移管されることとなり、それ以外の文書については、廃棄するに際し、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとなっています。 ● 特定秘密の指定に関しては、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、情報保全諮問会議の委員の御意見を反映させた基準に基づいて大臣等の行政機関の長が特定秘密を指定します。また、総理大臣が各省庁の運用状況をチェックし、委員の御意見を付して、毎年、国会に報告する仕組みを設けています。 ● さらに、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、内閣官房に保全監視委員会(仮称)を、 ○ 「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」として、内閣府に、独立公文書管理監(仮称)とその下に情報保全監察室(仮称)を設置し、本法の適正な運用を確保することとしています。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|---|
| 192 | <p>公益通報として保護されるということは、第23条該当行為について違法阻却を認めるということである。公益通報は、組織内において違法なしい著しく不当なことが行われていることに対して、自浄能力による改善が期待できないと公益通報者が判断した局面で行われる。ところが、公益通報者保護法の定義する公益通報は、労務提供先や、当該通報対象事実について処分や勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対して行うべきものと限定されている(第2条第1項)。これでは、公益通報しようとする者は、当該組織の者に知られないで公益通報することができない。また、「通報対象事実」も限定されている(第2条第3項)から、公益通報できない場合が出て来る可能性がある。公益通報者保護法で対応するのはむずかしいのではないか。特別な法律制度が必要になるのではないか。</p> | <p>● 公益通報者保護法上は、①通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、②自己の所属する行政機関に公益通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足る相当の理由がある場合等は、自らが所属する行政機関以外の者に公益通報を行うことが認められているものと承知をしております。</p> <p>● 運用基準に盛り込む具体的な内容については現在当室で検討中であり、御指摘を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p> |
| 31 | <p>(参考) 前回回答分 公益通報者の保護等についても運用基準に定める予定、とのことだが、特定秘密として指定されている情報についても通報者の保護を認める方向で検討される、という理解でよいか。</p> | <p>● 具体的な内容については、現在当室で検討中であり、追って委員の先生方に案をお示しできればと考えております。</p> |
| 193 | <p>日本の裁判実務は、刑事裁判でも国賠訴訟でも、裁判官の思考は「疑わしきは警察・検察の利益に」の傾向が顕著である。立法過程で処罰規定の運用の慎重を強調しても、また、政府答弁で条文解釈について説明しても、裁判官は立法過程の議論に拘束されないという認識の下に、条文の文言がどのように読めるかで解釈当てはめをしてしまう。「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」は、刑事裁判実務では際限なく広がるおそれがある。絞り込みが必要である。マイナンバー法にも同様の規定があるというのは第70条第1項の規定を指していると考えられるが、そこでの法定刑は3年以下の懲役又は150万円以下の罰金であり、法定刑の重さが全く異なる。どちらの規定の仕方も曖昧であり罪刑法定主義の観点から問題ではないか。</p> | <p>● 繰り返しになりまして誠に恐縮ですが、本法の刑事罰の構成要件について可能な限り詳細に法律に規定することにより、どのような行為が刑事罰の対象となるか明らかにするよう努めたところです。御指摘の「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」については、本法第24条第1項で例示されている「財物の窃取若しくは損壊」、「施設への侵入」、「有線電気通信の傍受」、「不正アクセス行為」といった行為に類するような行為をいいますが、不正競争防止法や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の罰則にも既に同様の規定があり、また、本法では、その内容をより明確にするため、「有線電気通信の傍受」を例示に加えるなどしており、構成要件として明確さを欠くことはないと考えております。</p> <p>● その上で、本法の運用に更に遺漏無きを期していくため、法第22条で、本法の拡張解釈を禁止する等の解釈適用規定を設けているところですが、当該規定は、行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても、本法案の解釈適用の準則となり、本法案の解釈適用にあたる当事者全てが留意していくことになると考えております。</p> |
| 36 | <p>(参考) 前回回答分 刑事罰の要件が、「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」をはじめとして曖昧である、という批判に対して、刑事罰の対象として想定している限界事例を(刑事訴訟においては判断者は裁判所であるものの、)より具体的に示す予定はあるか。過失による漏えい、教唆などに該当する具体的場面が想像し難いのではないか。</p> | <p>● 御指摘の「限界事例」については、具体的にどのような行為が本法の刑事罰の対象となり、又はならないかをあらかじめお示しすることは困難ですが、本法の刑事罰の構成要件等について可能な限り詳細に法律に規定することにより、どのような行為が刑事罰の対象となるか明らかにするよう努めているところです。</p> <p>● 具体的には、御指摘の「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」については、本法第24条第1項で例示されている「財物の窃取若しくは損壊」、「施設への侵入」、「有線電気通信の傍受」、「不正アクセス行為」といった行為に類するような行為をいいますが、不正競争防止法や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の罰則にも既に同様の規定があり、また、本法では、その内容をより明確にするため、「有線電気通信の傍受」を例示に加えるなどしており、構成要件として明確さを欠くことはないと考えております。</p> |
| 194 | <p>ツワネ原則はそれ自体に法的拘束力はないが、各国、各地域が自らの制度の中に取り込むべき事項を提案しているものである。「大きく逸脱しているものではない」かどうかではなく、これからの世界情勢を考慮して取り入れられる事項、取り入れるべき事項は取り入れるという考え方でよいか。</p> | <p>● 繰り返しになりまして恐縮ですが、ツワネ原則は、私的機関が昨年6月に発表したものであり、それ自体に法的拘束力があるものではなく、したがって、同原則の内容を直ちに政令・運用基準等に反映する必要があるとは考えておりません。</p> <p>● ツワネ原則に記述されている事項に関するものも含め、情報保全諮問会議の委員の皆様方の御意見を聴き、本法の施行準備をすすめてまいりたいと考えております。</p> |
| 37 | <p>(参考) 前回回答分 いただいた資料によると、ツワネ原則には法的拘束力がないとのことであるが、そうであるとしても、政府は本原則の趣旨を十分に踏まえたうえで各種検討を行うものである、という理解でよろしいか。 (例えば、いただいた資料では、ツワネ原則の主なポイントとして以下が挙げられている。 「10 公務員以外の者は、秘密情報の受領、保有又は公衆への暴露に関して、制裁を受けない。また、情報を求めたり入手したりしたという事実を理由に、共謀等の容疑で訴追されるべきではなく、また、情報漏えいの捜査において情報源等につき明らかにすることを強制されるべきではない。(原則47、48)」)</p> | <p>● ツワネ原則は、私的機関が昨年6月に発表したものであり、それ自体法的拘束力を有するものではないと理解しています。</p> <p>● 本法では、その解釈・適用に当たっては国民の基本的な人権を侵害してはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を定めており(「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。」(法22条2項))、ツワネ原則で規定されている原則から大きく逸脱しているものではないと考えています。</p> |
| 195 | <p>「現在作成中」とのことであるが、法律成立前に逐条解説が作成されていたとも聞き及んでいる。 国民の間で本法律について健全な議論がなされるためにも、早期に公表いただきたい。</p> | <p>● 過去に検討中の条文案(平成24年11月時点。現在の条文とは異なります)の逐条解説については、情報公開請求があり、開示していますが、成立した本法の逐条解説については、現在、作成中です。作成次第、可能な限り早期に公表してまいります。</p> |
| 38 | <p>(参考) 前回回答分 国民への説明が特に重要であるため、早期に本法律の逐条解説を作成・公表してはどうか。</p> | <p>● 本法の逐条解説については、現在作成中のところであり、出来次第、可能な限り早期に公表してまいります。</p> |

| | 質問事項 | 回答 |
|--|---|--|
| 196 | 「等」に、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の防諜など」を含むとするのは、想定しているとするが、それぞれに関する情報が漏えい、又は漏えい未遂になったような場合があるのか。あるとすれば、どのような事実経過だったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● これまでに大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の諜報に関する情報の漏えい事件又は漏えい未遂事件が検挙された事例は承知していません。 |
| 46 | (参考) 前回回答分 (第1条の「我が国の安全保障」の定義中、「侵略等」の「等」はどのような場面を想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「侵略等」の「等」には、例えば、大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の諜報などを想定しています。 |
| 197 | 「等」の例として、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の防諜」を挙げている。政情が極めて不安定な国家や国際テロ組織に国家として対峙し戦闘を行っている国であれば、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺」は考えられなくはないが、我が国も同じだという認識に立っているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法における「安全保障」は、「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義されておりますが、「国家及び国民の安全」を脅かす活動として、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺」が考えられます。 なお、定義規定ですので、「侵略」を含め、具体的危険の有無の問題ではないと考えます。 |
| | 「重要インフラの破壊」は自然災害でも管理ミスでも起こる。意図的な破壊は個人の悪意でも実行可能である。秘密保護法で対処できる問題なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法は、「重要インフラの破壊」自体を直接的に防止することを目的とするものではなく、「重要インフラの破壊」を防止するために、特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的としています。 |
| | 「外交交渉方針の防諜」とあるから、日常会話や「外交交渉方針」以外の会話は通信の秘密の侵害になるとしても、特定秘密保護法の問題にはならないという理解でよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 前回の回答において、「「侵略等」の「等」には、例えば、大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の『諜報』などを想定しています。」と回答したところです。 ● なお、「外交交渉方針の防諜」とは、外交交渉方針を外国の機関等によって探知されることを防ぐための措置を指しており、特定秘密に指定された「外交交渉方針」の取得が処罰対象となるのは別の論点です。 |
| オバマ政権によって行われていた通信記録の収集(分析)は「外交交渉方針の防諜」に当たるものはなかったのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘について、事実関係の詳細を承知しておらず、お答えすることは困難です。 | |
| 46 | (参考) 前回回答分 (第1条の「我が国の安全保障」の定義中、「侵略等」の「等」はどのような場面を想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「侵略等」の「等」には、例えば、大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の諜報などを想定しています。 |
| 198 | 秘密指定される情報は、最初から特別秘密として作成・収集されるだけでなく、秘密指定されていなかった情報を指定する場合もあるのではないかと。すなわち、特別秘密と非公開情報は截然と固定的に区別できるものではないはずであるから、特定秘密についてだけ適正な管理ということとはあり得ないのではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密に指定された場合、当該情報が記録された文書等には、特定秘密の表示がなされ、また、表示が困難な場合には、これを取り扱う者に通知がなされます。したがって、特定秘密について適正な管理を行うことが可能となっております。 |
| 47 | (参考) 前回回答分 (第1条について、「これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である」とあるが、これは公文書管理法の見直しを考えていると理解してよいか。どのような見直しが必要だと考えているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密が記録された文書についても、他の行政文書と同様に公文書管理法が適用されます。 ● 当該規定は、本法制定の必要性を明らかにしたものであり、公文書管理法の見直しを必要とするものではありません。 |
| 199 | 質問に対する回答になっていない。特定秘密として特別な保全方法が必要な情報があるという前提に立たなければ、特定秘密保護法は必要がないことになる。秘匿性の高いものとして扱う情報や扱う者が増えれば増えるほど、その保全は難しくなる。したがって、切実に必要としている機関ないし部署に限定する必要がある。国家の存立に関わる重要な情報ということでは、防衛情報や外交情報の中にあるであろうことは推測できなくはないが、それ以外の分野については我が国の実情に照らして如何なる行政機関の如何なる部署にそのような情報があるのか推測しにくい。質問において「特定秘密に相当する情報」という書き方をしたのは、当然、特定秘密保護法が施行されていない現状を踏まえてのものである。防衛省、外務省以外の行政機関の現状において、「特定秘密に相当する情報」を扱っている行政機関とその内容乃至項目について個別に明らかにされたい。現に「特定秘密に相当する情報」を扱っていない行政機関で、今後も「特定秘密に相当する情報」を扱う予定がない行政機関は実施機関から外すべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特別管理秘密制度に関し、別添1をご参照ください。 |
| 200 | 特別管理秘密が特定秘密のひとつのメルクマールとなる、とのことだが、特別管理秘密がそのまま、厳しい罰則の適用される特定秘密になるということではない、ということではよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のとおりです。国の重大な利益に関する事項を対象としている特別管理秘密と異なり、特定秘密は、法律の別表に限定列挙する防衛、外交、特定有害活動、テロリズムといった4つの事項に関する情報に限って指定することとするなど、その指定の対象が限定されています。 |
| 50 | (参考) 前回回答分 第2条に掲げられている行政機関において特定秘密に相当する情報が存在するか否かについて調査したか。調査したとすれば、その結果はどうであったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密保護法はまだ施行されていないため、各行政機関が特定秘密に相当する情報を保有しているかどうかについて現時点で調査は行っておりません。 ● 一方で、現在、政府においては、特別管理秘密制度を運用しているところ、この特別管理秘密は、各行政機関が保有するものうち、①国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、②公になっていないものうち、③特に秘匿することが必要なものについて当該行政機関の長が指定するものであり、特定秘密と重なる部分があることから、この特別管理秘密の保有状況が一つのメルクマールになるものと考えます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 201 | <p>回答には、『公になっていないもの』とは不特定多数の人に知られていない状態とあるが、記者の取材を例に挙げると、①記者個人が入手した時点、②他の記者に見せた時点、③他の第三者に見せた時点、④記事に出た時点などの段階が考えられる。どこまでであれば、「公になっていないもの」に該当すると解することになるか。</p> <p>回答には、「指定を解除することとなると考えられます。」とあるが、これでは実際に指定を解除するかどうか個別事案ごとに対応がばらばらになる可能性がある。そして取材や報道のあり方、犯罪捜査への影響が大きい。指定解除を義務づける規定を設けるべきではないか。</p> | <p>● 指定の解除につきましては、法第4条第7項において、行政機関の長は、指定をした情報が法第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものと定められております。</p> <p>● 「公になっていないもの」についての考え方は、前回お答えしたとおりであり、個別具体的な状況によるため確たることを申し上げることは困難です。</p> |
| 51 | <p>(参考) 前回回答分 (第3条第1項について、)「公になっていない」という制限については、秘密指定の対象となる情報であるから、公になっていないことが当然の前提である。しかし、情報公開制度の運用実務では、公開対象の新聞記事の中に個人名や個人の姿写真があると、「個人識別情報」として非公開処分がなされ、裁判所もこれを追認している。これらの情報は実施機関が「公表公開していない」というのが理由である。これだと、「だれもが知っているようなことでも、行政機関が公表公開していないのだから、「公になっていない」情報だ」と、裁判所が判断する可能性がある。国民にとって何の秘密でもないことが「秘密」になるという馬鹿げた事態が起こり得る。本法律の条文解釈としては、どのようになるのか。</p> | <p>● 「公になっていないもの」とは、不特定多数の人に知られていない状態をいいます。例えば、特定秘密と同一性を有する情報が新聞に掲載されたと認められる場合には、「公になっていないもの」との要件を満たさず、行政機関の長は特定秘密の指定を解除することとなると考えられます。</p> |
| 202 | <p>別添1の書式には、秘密指定期間を記載する欄がないが、一覧できるように入れた方がよいのではないか。</p> | <p>● 御指摘の別添1は、現行の防衛秘密記録簿であり、特定秘密については、政令等で指定の有効期間についても記載することを検討しています。</p> |
| 53 | <p>(参考) 前回回答分 秘密指定記録は、特定秘密の管理上、必要不可欠である。現在、防衛省その他秘匿性の高い情報を管理している省庁では、どのようなものを作成しているか。</p> | <p>● 例えば、防衛秘密においては、防衛秘密の保護に関する訓令に基づいて、別添1のとおり防衛秘密記録簿を作成することとなっています。</p> |
| 203 | <p>指定期間を定めていないのはなぜか。これでは保存期間中ずっと秘密指定され続けることが常態化してしまうのではないか。</p> | <p>● 現行法では、制度上指定の有効期間という考え方は採用されていないためです。特定秘密保護法においては、各特定秘密について、指定の有効期間を定めることとしています。</p> |
| 55 | <p>(参考) 前回回答分 防衛省等で現在行っている秘密指定期間はどうなっているか。</p> | <p>● 防衛秘密及び特別防衛秘密においては、指定の有効期間は定めていません。</p> |
| 204 | <p>回答では、「広く取引される武器を想定しているものではなく」としているが、「武器」「弾薬」は広く取引されるものではないか。これらについて、1国だけのために他国と隔絶した特殊な商品をつくることは考えにくいのではないか。</p> <p>「航空機」としては爆撃機を想定していると考えられるが、これはどこの社のどのような機種かが報道されており、その性能は広く知られているから秘密に該当しないのではないか。</p> | <p>● 防衛装備品の中には、性能等の全て又は差し支えない範囲で公表しているものもありますが、性能の詳細等の情報を厳に秘匿して製造・納入されるものも多数あります。</p> |
| 57 | <p>(参考) 前回回答分 (第4条4項) 一号に「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。別表第一号において同じ。)」とあるが、これらの物はいずれも商品として世界中で取引されるものであり、特定の国だけで秘匿できるものではないのではないか。武器商人は、自分の商品を売り込むためにその性能を詳細に相手側に説明するであろうし、相手の購買意欲を引き出すために、どこの国や集団が購入しているかを説明するかもしれない。軍事目的の航空機や船舶についても同様である。それでも、60年を超える秘匿性があることがあり得るといえるのは、どのような場面を想定しているのか。</p> | <p>● 本号は、広く取引等される武器を想定しているものではなく、一般に明らかにされている武器等の情報を対象とするものではありません。また、本号が規定する武器等の中には、例えば潜水艦のように、長期間、性能等を明らかにできないものも考えます。</p> |
| 205 | <p>「現に行われている」を、「当該交渉が現在も継続的に行われていること」と解するとしても、例えば、拉致被害者の帰国に関する北朝鮮との交渉は、まさに交渉の最中を指すのか、断続的に続いている場合も含むのか。後者を含むとすると、ほとんどの外交交渉は継続的なのではないか。</p> | <p>● 御指摘の「拉致被害者の帰国に関する北朝鮮との交渉」について言えば、「現に行われているもの」に含まれると解されます。</p> <p>● 外交交渉の中には、断続的に交渉が行われたものも含め、交渉の結果、一定の合意・終結に至るものも多数あります。</p> |
| 58 | <p>(参考) 前回回答分 (第4条4項) 二号に「現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報」とあるが、「現に行われている」という絞り込みはどのほどできるのか。同時に、「不利益」とは何か。「及ぼすおそれ」とはどのような状態を想定しているのか。どのような場面を想定しているのか。</p> | <p>● 「現に行われている」とは、当該交渉が現在も継続的に行われていることを意味します。</p> <p>● また、「不利益」を「及ぼすおそれ」としては、例えば、外国の政府等との交渉の方針に関する情報が漏れした場合、我が国の安全保障に係る交渉の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となり、我が国の利益の実現が困難になる可能性がある場合等が挙げられます。</p> |
| 206 | <p>いつどのような情報について指定解除がなされたのか。その実績を明らかにされたい。</p> | <p>● 平成25年に、「統合幕僚会議事務局において作成される映像等符号変換装置に係る暗号の規約表(試験用を除く。)」の防衛秘密としての事項の指定が解除されました。</p> |
| 66 | <p>(参考) 前回回答分 このような規定(指定の解除の規定)がなくても、行政機関の長としては秘密指定の必要がなくなれば、いつでも指定解除することはできたのではないか。できたとすれば、実際にそのような運用はなされて来たのか。来ていたとすれば、その実情を明らかにされたい。</p> | <p>● 例えば、防衛秘密制度においても、自衛隊法施行令第113条の12項において、「防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第96条の2第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。」と規定しており、実際に解除が行われた例もあります。本法では、これを法律上、明記したものです。</p> |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|--|
| 207 | 回答には、「考えています」とあるが、法制度として秘密指定期間を保存期間より短くする必要があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の指定対象である情報は一つの公文書のみに記載されるとは限らないこと、また、特定秘密が記録された公文書の保存期間は、それぞれの文書の性質、内容等に応じて公文書管理法に基づき定められるものであることから、秘密指定期間と公文書の保存期間の関係を一義的に定めることは困難であると考えます。 |
| 67 | (参考) 前回答分 指定解除と同時に廃棄処分ができてしまうのでは、指定解除は無意味である。秘密指定期間をこえる保存期間の設定を義務づける必要があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密が記録された文書は、公文書管理法の適用を受け、同法の規定に基づき対応していくものと考えています。 |
| 208 | 契約条項にしたことによる深刻な支障が生じたことがあるのか。あったとすれば、可能な範囲で具体的に説明されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防衛秘密制度においては、自衛隊法施行令第113条の5第2項に規定される事項に関し、防衛大臣の定める訓令等において、防衛省と事業者との間の特約条項の基準について定めておりますが、特に深刻な支障があるものとは承知していません。 ● 一方、前回のご質問に関し、法第5条第5項では、「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」としており、特定秘密の保護措置について、統一的な基準を定めるという観点から、契約に定めるべき保護措置について政令で規定することとしております。その具体的な内容としては、先日お届けいたしました「施行令に盛り込むべき事項(案)の3頁末尾にあるとおり、「特定秘密の取扱いの業務に従事する従業者の範囲」「特定秘密に係る文書等の取扱いの手続」等を想定しています。 ● 特定秘密に関し、行政機関と適合事業者との間の契約に盛り込むべき事項については、諮問会議の委員の皆様方の御意見や、関係省庁の意見も踏まえつつ引き続き検討をすすめてまいります。 |
| 70 | (参考) 前回答分 (第5条5項の)「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」として、どのような内容を想定しているのか。現在の自衛隊法施行令第113条の5(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)では次のように規定している。これに類する規定を設けるのであれば、契約条項にして、これを実行させればよいのではないか。これまでの運用で深刻な支障が存在したか。あったとすれば、どのようなものだったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」については、御指摘の自衛隊法施行令第113条の5の規定も参照しつつ、現在、必要な検討を進めているところであり、諮問会議の委員の皆様方の御意見も賜りたいと考えております。 |
| 209 | 核燃料の輸送ルートや輸送日時などは秘匿性の高い情報として考えられるが、意図せずして輸送車が事故を起こした場合に当該地域や周辺地域の自治体や住民への迅速な対応ができるようにする必要はある。そのようにできる体勢はできているのか。そのことは自治体に周知されているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● お尋ねの事例は、核物質、核燃料物質及び原子炉の規制等に関する法律()により規律されております。現時点では、特別管理秘密にも指定されていないと承知しております。 |
| 71 | (参考) 前回答分 6条以下では、提供先に地方自治体を予定した規定がない。地方自治体に提供するときは、常に秘密指定を解除することになるということか。自治体業務の側からすれば、住民の生命・安全・生活を守る観点から、自治体業務に重大な支障を及ぼすような事項については、できるだけ早く連絡されたいと考えるが、その点は特に問題はないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密は、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものであり、都道府県警察の職員以外の地方公共団体の職員については、こうした性格の特定秘密の取扱いの業務を行うことは、通常、想定されないものと考えます。 ● また、緊急事態等の際に、地方公共団体が行う住民の避難措置等のために不可欠な情報は、国の出先機関等から地方公共団体に当然に提供されるものと認識しています。 ● そもそも、各行政機関が地方公共団体が行う住民の避難措置等に不可欠な情報は、特に秘匿することが必要なものとは言えないため、特定秘密に該当しません。仮にそのような情報を行政機関が特定秘密として保有していた場合には、当該指定を速やかに解除した上で、当該情報を地方公共団体に提供することとなります。 ● 地方公共団体に特定秘密に指定された情報を特定秘密として提供する場合については、法第10条第1項第1号に基づき、「公益上特に必要であると認められる場合」として提供される場合はあり得ます。 |
| 210 | 別表第一号は、これまで自衛隊法で規定されていた内容であり、防衛大臣が秘密指定していた。これが特定秘密保護法が施行されると、他の省庁が秘密指定することもあるということか。別表第二号では、ロで「(第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。)とし、ハで「(第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。)」としている。これは、カッコ内の事項について各号の競合を避けているものと読める。競合を避けているのは、各号の主な指摘行政機関が異なるからではないのか。別表第三号及び第四号に関する指定は、警察庁以外にどのような省庁が考えられるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 別表第1号については、現行の自衛隊法で規定されている防衛秘密が主に該当するものと想定しており、基本的に防衛省が指定するものと考えられますが、それ以外の省庁が別表第1号に掲げられた事項に関する情報を本法により特定秘密に指定することを排除するものではありません。 ● また、別表第2号に関する御指摘については、立法技術上、別表事項の概念的な重複がないようにするために()内に「除く」規定を置いているものです。 ● さらに、別表第3号及び第4号に関する指定は、警察庁のほか、例えば、外務省、公安調査庁、海上保安庁等が行うことが想定されます。 |
| 72 | (参考) 前回答分 第7条でいう「別表に掲げる事項」とは、別表の一(防衛に関する事項)は防衛省、二(外交に関する事項)は外務省に関する事項と考えられるから、実際に警察庁から都道府県警察に提供される情報は、別表の三(特定有害活動)と四(テロリズムの防止に関する事項)に関するものという理解でよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 別表第1号から第4号までは、これら各号に掲げる事項の内容に応じて整理して規定したものであり、各号を省庁別に整理したものではありません。したがって、警察庁の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときに、警察庁から都道府県警察に提供される情報は、別表第3号及び第4号に掲げる事項に係る情報に限定されるわけではありません。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 211 | 情報管理レベルの同等性を求めるべきは当然である。問題は、同等性が確保されているかどうかという現実である。国内であれば、相手方に対して同等性が確保されていることの証明を求め、さらには立ち入り調査権限を与えるかということも立法として考えられる。しかし、外国政府や国際機関に対しては立ち入り検査権限を設定することができない。そうであるがゆえに同等性の確保を具体的にどのようにするかが問題だと思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国が各国と締結している情報保護協定は、政府間の国際約束であり、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるための適切な措置が講じられることとなります。また、一部の情報保護協定においては、秘密保護に関する義務の履行を促進するため、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問手続が規定されています。 |
| 74 | (参考) 前回答分 (第9条は) 特定秘密を外国政府又は国際機関に提供する場合についての手順を規定したものであるが、提供先に求められる条件は、「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」となっている。この条件を充たしていることは、実務上、どのように確認するのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外国の政府等に特定秘密を提供するに当たり、「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」ことを確認する方法としては、まず、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定」を始めとする、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定により提供する方法が考えられます。秘密保護協定においては、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えること等を約していることから、これにより提供する場合には、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置が外国の政府等においても講じられると認めることができると考えます。 ● また、秘密保護協定による場合以外であっても、特定秘密を提供する行政機関の長が、当該外国の政府等における秘密保護制度を知悉した上で、当該外国の政府等との間で、当該特定秘密について、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置を講ずることを書面等により確認する方法によって提供することも考えられます。 |
| 212 | 回答では、「外国等から第三者に提供しない条件を付されている」場合を例に挙げているが、当該条件は時期と相手によることも考えられる。外国等に個別に問い合わせることになるのか。かつて、米軍基地に関連する情報公開請求で、米国の信頼を損ねることを理由に公開を拒否され、その後、請求者側から米軍に問い合わせたところ、公開を拒否していなかったという事例がある。厳格な運用という観点から、相手国の確認が必要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の点については、当該情報の提供を受けた際の個別具体的な事情・条件、我が国が各国との締結している情報保護協定の関連規定等も踏まえつつ、必要に応じて提供国政府への確認がなされるものと考えます。 |
| 77 | (参考) 前回答分 第10条第1項第1号の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき」という条件は、特定秘密に該当しなくなったときという意味になるのか。そうでないとするれば、どのような状況になったときを指すのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第10条第1項第1号に基づき、特定秘密の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなります。 ● しかし、例えば、外国等から第三者に提供しない条件を付されている情報が特定秘密に指定され、当該特定秘密を提供すると情報源との信頼関係が損なわれ、今後、情報収集や協力ができなくなり、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考えられるため、御指摘の条件が規定されています。 |
| 213 | 如何なる意味においても人的評価判断が不要だとは考えないが、大雑把過ぎれば無意味なのは明らかであり、詳細にし過ぎてても正確性や最新性を確保できず意味が損なわれる。日本では秘匿性の高い情報は、通常、人事上の評価の積み重ねの結果として相当の信頼がなければ扱える立場にならないのではないかと。有識者会議で紹介されたこれまでの漏えい事案の事実経過をみるかぎり、適性評価をするまでもなく、物的な管理が適正に行っていれば、漏えいしないで済んだものばかりである。物的管理を的確に実施することこそが重要だと思われるが、物的管理の的確な実施と、これに必要な限度での人的管理(行動監視)は理解できるが、それ以上に人的管理が必要なのか。諸外国でも採用されていることは承知しているが、国ごとに調査項目にかなりの違いがある。このような違いが生じる原因は何か。諸外国における漏えい事件は適性評価をしていなかったことが主たる原因なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の漏えいを防止するためには、特定秘密の物的な管理が重要であることはもちろんですが、これを取り扱う者を適切に制限することも重要であると考えております。 ● 諸外国における適性評価の調査項目については、各国の実情に応じた差異はありますが、いずれも秘密の漏えいのおそれがないかどうかを判断する上で必要な事項について調査を行うこととしているものと承知しています。なお、諸外国における秘密の漏えい事件がいろいろな原因において発生したかについては把握しておりませんが、各国においては、秘密の漏えいを防止する上で必要不可欠なものとして、適性評価制度を設けているものと承知しています。 |
| 81 | (参考) 前回答分 過去の漏えい事案から考えると、公的情報の適正な管理と情報保全システムの適正化によって基本的に再発防止はできるのではないかと考えられるが、どのような場合がこれらによる対応では不十分なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の漏えいを防止するためには、特定秘密の物的な管理とともに、これを取り扱う者を適切に制限することも必要と考えます。適性評価は、職員が自発的に特定秘密を漏らすおそれ、職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏らすおそれ、職員が意図せずに特定秘密を漏らすおそれがないかを評価するために実施するものであり、諸外国においても同様の評価を実施しています。 |
| 82 | (参考) 前回答分 適性評価制度を積極的に採用する理由は、一定の事項について個人情報を集めると、対象者の情報漏えいの危険度が客観的に計れるということか。 | |
| 214 | 「関係職員の連絡」については、連絡事項をあらかじめ決めておく必要があるのではないかと。職場での言動や行動などに限るのか。職場外の言動や行動も対象になるのか。これに体谅するために、適合事業者では特別に監視役を設けることになるのか。通常の人事の範囲内でよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係職員の連絡等をどのように行うかについては今後検討してまいります。適合事業者から連絡を受ける事項については通常の人事管理を行う上で把握したものを想定しており、特別な監視役を設けることは考えておりません。 |
| 89 | (参考) 前回答分 第12条1項3号の「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」を行政機関の長はどのようにして知ることができるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば行政機関の職員であれば、所属機関内での懲戒事由や、情報の取扱いに係る非違の事由は、発生した際にそれぞれ把握することができます。また、第12条第2項の各号の事項について疑いを生じさせる事情が発生すれば、適性評価担当部署に所属課等より何らかの形で情報提供がなされることも考えられ、このような際には行政機関の長は当該事情について知ることになると考えられます。 |
| 90 | (参考) 前回答分 第12条1項3号の「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」を行政機関の長は、実際にどのようにして知ることができるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適合事業者の従業者については、行政機関と適合事業者との間の契約で、関係職員の連絡等について規定を置くことを検討します。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 215 | 諸外国では、秘密保全法制において「スパイ活動」の定義を設けているか。設けているとすれば、どのようなものか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「スパイ活動」について、諸外国の秘密保護法において定義規定を設けている例は承知していません。 |
| 91 | <p>(参考) 前回回答分 (第12条第2項1号の)「特定有害活動」はいわゆるスパイ活動だと説明されているが、「特定有害活動」の定義(公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。)は、国際的に共通する内容か。諸外国の秘密保護法制で「スパイ活動」を定義しているか。しているとすれば、どのような定義になっているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「特定有害活動」としては、いわゆるスパイ活動のほか、大量破壊兵器関連物資の不正取引が例示されており、また、「その他の活動」として拉致などが想定されている。 ● なお、「スパイ活動」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。 |
| 216 | <p>国家の安全保障は、特定の1カ国だけとの良好関係をどう維持するかということだけでなく、微妙な国、対立関係が鮮明な国との関係でも安全保障対策は必要であり、それぞれに一定の情報提供ないし情報共有の関係の構築が必要になるのではないかと。テロ組織については、国内の組織テロは国内の治安の問題であり、国内の警察組織間の連携の問題ではないか。かつてのオウム真理教のような国内テロの場合は、神奈川県警・静岡県警・長野県警・山梨県警・警視庁の情報と実働の連携を欠いていたこと、警察庁が十分なリーダーシップをとって連携させなかったことという警察側の体勢に問題があったのではないかと。この点についての検察内部における分析はどうなっているのか。国際テロは日本国内を越えた国際連携が必要な問題であることは承知しているが、国会の審議では国際テロ集団とされるアルカイダの標的として日本の国名が挙がっているというだけで、具体的な兆候や深刻な事態についての説明がなかったように思われるが、具体的な兆候等について可能な範囲で説明されたい。「我が国に対して害意のある外国」は極めて限定されているのではないかと。新たに多くの国々が我が国に対して害意を抱くようになると考えているのか。いずれにしても、それらの「害意」を深刻にするのも小さくするのでも外交努力に依るところが大なのではないか。「我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合」とあるが、これが外国間で行われる限りは「不正な取引により」と言っても止めようがないのではないかと。このような動きを抑制させるのでも外交努力に依るところが大なのではないか。「国としての基本的な秩序の平穩が脅かされる」というのは、どのような状態をイメージすればよいのか。日本の国内外の実例としてどのような場合があるか。</p> | <p>【対立関係が鮮明な国との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本法律は、ごく一部の国だけでなく、我が国の安全保障のために必要な際に、様々な国との情報交換を可能とするものです。 【オウム真理教関連事件についての分析】 ● オウム真理教関連事件における反省教訓については、警察において、(1)高度な科学技術についての知識不足、(2)特殊な閉鎖的犯罪組織についての情報不足、(3)都道府県警察の管轄区域外の権限についての制限、があげられているものと承知しています。(平成8年版警察白書より引用) 【国際テロの兆候】 ● アル・カーイダによる日本への攻撃等に関する具体的な兆候等については、我が国は以前、ウサマ・ビン・ラーディン(2011年5月に死亡)等のもとのとされる声明においてテロの標的の国の一つとして名指されたほか、アル・カーイダ幹部が在日米大使館を破壊する計画に関与したと供述していたことが確認されています。また、過去に殺人、爆弾テロ未遂等のテロ容疑の罪で国際刑事警察機構(ICPO)を通じて国際手配をされていた者が我が国に不法に出入国を繰り返していたことが判明しています。また、我が国に地理的に近接し、政治・経済的にも密接な関係を持ち、我が国の権益が多い東南アジアにおいても、国際テロ組織によるテロが発生しています。 【大量破壊兵器関連物資の不正な取引】 ● 御指摘の「外国間で行われる大量破壊兵器の不正な取引」について、我が国は、外国政府や国際機関と各種協力や取組を始めとする外交努力を行っているところですが、そのような協力や取組の内容を入手することにより、国際的な協力の間隙について不正取引を実行するおそれがあります。本法は、こうした情報のうち、特に秘匿を要するものの漏えいの防止を図るものです。 【国としての基本的な秩序の平穩が脅かされる実例】 ● 例えば、大量破壊兵器である核兵器や化学兵器の不正な取引が行われることにより、テロ組織等がそのような兵器を入手し、国に対して使用、又は使用を仄めかすことによって、国民の生命が国外からの脅威等にさらされるような事態が想定されますが、実例としてそのような事態が起こったことは承知していません。 |
| 92 | <p>(参考) 前回回答分 「特定有害活動」はかなり曖昧な概念になっているが、この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情をできるだけ明らかにしておかないと、その内容が曖昧に拡大してしまう危険性がある。この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情はどのようなものか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国の安全保障に関する情報は、我が国が講ずる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙を突いたり、対抗措置を講じたりして我が国が効果的な措置を講ずることができなくなるから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されています。 ● また、我が国に対して害意のある外国が、我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合等には、国としての基本的な秩序の平穩が脅かされることとなります。 |
| 217 | <p>回答の①②に「支援」という言葉があるが、「支援」はきわめて広範に解することが可能である。主観的に支援するつもりはなくても、客観的に支援した結果になることもあり得る。支援する意識があるか否かはかなりむずかしい判断になる場合もあるのではないかと。この点をはっきりさせるために、詳しい事情把握が必要になるのではないかと。③に該当する「活動や行動」とはどのようなことが考えられるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のとおり、特定有害活動を行う団体や個人に対する支援の態様は一律ではなく、個別具体的な事案に即し、その内容、背景、理由等を踏まえ、慎重に判断する必要があるものと考えております。 ● ③に該当する「活動や行動」としては、例えば、評価対象者が、特定有害活動を行う団体等から頻りに接待を受けているといったものが考えられます。 |
| 93 | <p>(参考) 前回回答分 「特定有害活動との関係に関する事項」は、どのような項目を想定すればよいのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ①評価対象者が特定有害活動そのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動は行っていないものの、支援を行うなど特定有害活動に関わったと認められる場合、②評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動を行う団体や個人を支援していると認められる場合、③特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを行った場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合を示す活動や行動がないかといったものが想定されます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|--|
| 218 | <p>国際テロに関して国際連携をするという考え方は理解できるが、そこであらう「国際テロ」の定義が一義的になっていないと連携に齟齬を生じるのではないかと。「国際テロ」の定義が国際的にあればその内容と根拠を明らかにされたい。</p> <p>国内テロは国内治安の問題と考えるとよいのではないかと。松本サリン事件も地下鉄サリン事件も国内テロに分類されるのではないかと。諸外国の秘密保全法における「テロリズム」の定義がわかれば、明らかにされたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「国際テロ」「国内テロ」に国際的に共通の定義があるとは承知していませんが、そのような中でも国際社会においてテロ対策のための取組は進められています。 ● 前回回答において申し上げたとおり、「テロリズム」について、諸外国の秘密保護法において定義規定を設けている例は承知していません。 |
| 94 | <p>(参考) 前回回答分</p> <p>「テロリズム」の定義(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動を行う。)は、自衛隊法81条の2に規定されている文言とほぼ同じだが、これは自衛隊の施設等の警護出動の要件を規定しているものであって、「テロリズム」を定義した条文となっているわけではないのではないかと。本法律の「テロリズム」の定義規定は国際的に共通する内容か。国際テロ対策を諸外国と連携して対応するという考え方を採用しているのであれば、諸外国の定義と共通にする必要があるのではないかと。諸外国の秘密保護法制では「テロリズム」をどのように定義しているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「テロリズム」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知していません。 |
| 219 | <p>9.11同時多発テロは、米国だけが標的になっていた。それ以外の国は標的になっていない。なぜあの時期にあのような形で米国だけが狙われたかという分析はなされているのか。これをしっかりやらないと、米国にとっても他の国にとっても将来のテロ防止、テロ縮小化に役立たない。米国ではどのような分析がなされているのか。日本ではどうか。</p> <p>我が国では、どの政権の場合もこれを批判する人たちはいるが、十分な福祉を得られない人々や就職・再就職が困難な人々が、不満を以て具体的な政治要求をすること遥かに越えて、政府高官を暗殺したり無差別爆弾テロをしてまでして政治権力を奪おうとしている社会的勢力にはなっていないのではないかと。あるとすれば、どのような社会的勢力があるのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の9.11同時多発テロについては、米国においては、9.11独立調査委員会において、調査・分析が行われているものと承知しています。 (http://www.9-11commission.gov/) ● また、我が国は以前、ウサマ・ビン・ラーディン(2011年5月に死亡)等のもとのとされる声明においてテロの標的の国の一つとして名指され、過去にアル・カーイダ関係者が我が国に出入国していたことが判明しています。また、我が国に地理的に近接し、政治・経済的にも密接な関係を持ち、我が国の権益が多い東南アジアにおいても、国際テロ組織によるテロが発生しています。 ● 本法における「安全保障」は、「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義されており、「国家及び国民の安全」を脅かす活動として、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺」が考えられる旨前回回答したものです。なお、定義規定ですので、「侵略」を含め、具体的危険の有無の問題ではないと考えます。 |
| 95 | <p>(参考) 前回回答分</p> <p>「テロリズム」はかなり曖昧な概念になっているが、この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情をできるだけ明らかにしておくかないと、その内容が曖昧に拡大してしまう危険性がある。この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情はどのようなものか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 9.11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものもとり、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動が行われる場合等には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることとなります。 |
| 220 | <p>「宗教原理主義」としてはイスラム原理主義を想定していると考えられるが、イスラム教全体を指しているのではないかと理解してよいのか。</p> <p>ウィキペディアでは、イスラム原理主義(Islamic Fundamentalism)は、シャリーア(イスラム法)を規範として統治される政体や社会の建設と運営を旨とする政治的諸運動を指す用語である。アメリカ合衆国をはじめとするキリスト教圏諸国の非ムスリムによる、イスラーム主義運動に対する偏見やイスラーム過激派の武装勢力に対する敵対感情を反映した、往々にして狂信、反近代、不寛容、暴力という否定的・批判的・軽蔑のニュアンスを帯びた呼称となっている、と説明しているが、このような理解でよいのか。</p> <p>ウィキペディアでは、英語におけるファンダメンタリズムは本来はキリスト教の神学用語であったものが、一部の保守的キリスト教徒を嘲弄する意図の込められたレッテルとして使われるようになったという経緯があり、本来はキリスト教に由来するファンダメンタリズムの語をイスラームに結びつけることは是非に関して議論がある。こうしたことからイスラーム研究の専門家の間では、イスラム原理主義の代わりに、イスラーム主義、イスラーム復興主義、イスラーム急進主義といった用語が使われる。欧米では政治的イスラームとも呼ばれる、と説明しているが、このような理解でよいのか。</p> <p>回答の「宗教原理主義」はイスラーム急進主義のみを指しているか。そうであれば、我が国に在住するイスラム教徒全員が「宗教原理主義」に該当するわけではないという理解でよいのか。</p> <p>我が国の現状からすると、無政府主義が一大勢力となって政治を支配するような状況はないのではないかと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 前回申し上げた「宗教原理主義」については、いろいろな考え方があると承知しており、あくまでも「その他の主義主張」のイメージを持っていただくことを意図して例示させていただいたもので、特定の宗教を指すものではありません。 |
| 96 | <p>(参考) 前回回答分</p> <p>(「テロリズム」の定義中の)「その他の主義主張」はどのようなものを考えればよいのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、宗教原理主義、無政府主義等が挙げられます。 |
| 221 | <p>ダッカ日航機ハイジャック事件が発生したのは37年前の1977年である。日本赤軍の犯行であるが、今では拳銃、手榴弾等で武装したまま飛行機に乗ることはできないから、同じような犯行は実行できない。他にどのような場面が考えられるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 厳格な手荷物検査を前提としても、なおハイジャックが行われるおそれを完全に排除することはできません。また、ハイジャックのほかにも、重要施設の破壊や人の殺害の予告を伴う立て籠もりのような手口も考えられます。 |
| 97 | <p>(参考) 前回回答分</p> <p>(「テロリズム」の定義中の)「国家に強要する」というのは具体的にどのような場面を想定しているのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、ダッカ日航機ハイジャック事件のように、特定の主義に沿うような行動を国家の本来の自由な意思決定を排して強制する場合等が挙げられます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 222 | <p>回答では、サイバーテロ攻撃が取得罪に該当する場合があるとしているが、改ざんや抹消は原型が残らないという意味では取得以上に問題があると思われるが、これらを区別するのはなぜか。改ざんや抹消は不正アクセス禁止法で対応するのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密は、安全保障に関して、我が国が講じる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくなることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする事項であり、常に漏えいの危険に晒されていることから、特定秘密の漏えいを防止することが重要であると考えます。 ● 一方、御指摘の情報の改ざんや抹消を防止するための厳格な情報管理は重要であり、特別管理秘密の物的管理の規定はお示ししたとおりです。仮にそのような行為が行われた場合には、その様態等に応じて、虚偽公文書作成等、電子計算機損壊等業務妨害、公文書毀棄、不正アクセス行為などの問題になると考えます。なお、改ざんや抹消が行われる前に特定秘密の取得行為が認められた場合には、本法の規定によっても処罰されることとなります。 |
| 100 | <p>(参考) 前回答分 本法律は特定秘密の漏えいだけを問題にしているが、サイバーテロは秘密保護の問題ではないという問題意識なのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第5条の保護措置にはいわゆるサイバーテロ対策も含まれます。 ● 「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的」で、不正アクセス等の管理侵害行為により特定秘密である電子データを取得した場合には、法第24条の取得罪に該当することとなります。 |
| 223 | <p>犯罪はすべてが顕在化し、すべてが警察・検察・裁判所で判断されるわけではない。顕在化しにくい犯罪は繰り返していても社会的に問題になりにくい。そのような者については第12条第2項第2号の網を潜り抜けることになる。これらの者についても規範を遵守する意識が十分でないかもしれないことが強く示唆されることにならないか。起訴されて有罪判決を得ているか否かが区別する基準になるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪の経歴に関しては、司法判断の有無を基準とすることが適当と考えております。 |
| 101 | <p>(参考) 前回答分 (第12条第2号と) 秘密情報の漏えいの危険性との関連性はどのようなことか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があります。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、特定秘密の漏えいの危険性との関連性があると評価されます。 |
| 224 | <p>有罪判決を基準にすると、略式罰金は「犯罪」歴に含まれるが、性犯罪や虐待などのように顕在化しにくい犯罪類型の加害者は犯罪歴なしという評価になる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の顕在化しにくい犯罪類型であっても、有罪判決を受けた場合は、犯罪の経歴があるものとして、特定秘密の漏えいの危険性との関連性があると評価されます。 |
| 102 | <p>(参考) 前回答分 (第12条第2項第2号の)「犯罪」「懲戒」の種類や過去をどこまで遡るのか。「犯罪」の経歴には逮捕歴を含むのか。在宅事件の起訴猶予も含むのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「犯罪」の経歴については、評価対象者が過去に犯罪を犯し、有罪の判決を受けたことがあるかを調査する予定であり、逮捕歴のみの場合や、起訴猶予の場合はこれに含まれません。なお、「犯罪」の経歴をどこまで遡るのかについては、現在検討中です。 |
| 225 | <p>回答では、訓戒や注意処分等は「懲戒」には含まれないとしているが、疑問である。情報管理の適正は組織的対応がきわめて重要であり、過去の漏えい事案をみると、普段から管理職が監督責任を果たしていなかことが重大な結果を引き起こす原因になっていることが伺える。管理職については監督責任を果たすことの重要性に着目して訓戒や注意処分であっても無視すべきではない場合があるのではないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 訓戒や注意処分等の監督上の措置は、「懲戒」には含まれませんが、情報の取扱いに係る監督上の注意・指導を受けた場合には、「情報の取扱いに係る非違の経歴」に該当するものと考えております。 |
| 103 | <p>(参考) 前回答分 「懲戒」は、公務員については国家公務員法、地方公務員法の懲戒処分に限定するのか、それより軽い訓戒や注意処分などは入らないのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 訓戒や注意処分等のいわゆる監督上の措置は、「懲戒」には含まれません。 |
| 226 | <p>情報漏えい事案については、だれにどのような非があったかを追及するよりも、どのような経過で漏えいしたかという客観的事実関係をできるだけ正確に把握し、速やかに再発防止に役立てることこそが重要である。だれにどのような非があったかということは、明らかになった客観的事実に基づいて判断評価すべきである。それなしに、本人の申告や周囲の者の説明によると、却って的確な評価判断ができなくなるおそれがある。上記のような対応の仕方は行政機関においてすでに実行されているのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のとおり、情報漏えい事案については、どのような経過で情報が漏えいしたかという事実関係を正確に把握することが重要であり、過去の情報漏えい事案についても、このような観点から調査が実施されているものと承知しています。 |
| 104 | <p>(参考) 前回答分 (第12条第2項第3号の)「情報の取扱いに係る非違」がある者に、特定秘密を取り扱わせることは問題だと考えられなくはない。しかし、失態の真実の原因が常に明らかになるわけではない。組織内の弱者が責任転嫁をされる危険があることからすると、過去の非違の認定が的確であったことを前提にしなければならぬ。この前提をどのように確保するか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「情報の取扱いに係る非違」がある場合には、その原因やその時期等を含めて、本人等から聴取し、また、本人の現在の状況等を踏まえた上で、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することとなります。 |
| 105 | <p>(参考) 前回答分 実際に非違の経歴があったとしても、どれほど過去のものかによっても、現在の適性に影響ありと評価すべきではないし、当該非違によって問題を深刻に受け止め、適正管理に対する姿勢が著しく向上することもあり得るから、この点への配慮は不可欠である。配慮しないのか。配慮するとすれば、どのように配慮するのか。</p> | |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 227 | 薬物の濫用や影響を主要因とする情報漏えいした事案があるか。どのような事案か。 | ● 過去の情報漏えい事案において、その主要因が薬物の濫用や影響であると判断されている事案があったかについては承知していません。 |
| 106 | (参考)前回答分 現に薬物を濫用している状態であれば、特定秘密の取扱い者としての適性以前に通常業務に明らかな支障を生じているのではないか。そうであれば、適性評価の対象者にする以前の問題ではないのか。 | ● 薬物を濫用していたとしても、必ずしも通常業務に明らかな支障が生じている状態となるとは言えず、念のためこうした事実も確認する必要があると考えます。 |
| 228 | 眠気の副作用がある薬の服用によって交通事故を起こす場合がある。操作ミスということでは情報管理にも起こり得ないことはない。適性評価として考慮するかどうかはともかく、本人も周囲の者も注意すべきことではないか。 | ● 御指摘のとおり、薬の服用による眠気の副作用がある場合には、適正な業務管理の観点から、本人に対して一般的な注意喚起をしておくことも重要であると考えます。 |
| 107 | (参考)前回答分 (第12条2項4号は)「薬物の濫用及び影響に関する事項」としている。薬物の影響に関する事項と言った場合、合法的に治療として処方されている薬物にもさまざまな副作用がある。眠気による注意力減退という症状はよくあり、ミスを犯す遠因にはなりうるが、このような「影響」も問題にするのだろうか。 | ● 処方された薬物による影響についても、これが明らかに特定秘密の取扱いの業務に影響を与えるような場合であれば、適性評価に影響を与える可能性はあると考えますが、通常みられるような眠気という程度の症状は問題なるとは考えません。 |
| 229 | 精神疾患を主要因とする情報漏えいした事案があるか。どのような事案か。 | ● 過去の情報漏えい事案において、その主要因が精神疾患であると判断されている事案があったかについては承知していません。 |
| 109 | (参考)前回答分 (第12条2項5号の)「精神疾患」も広い概念である。特定秘密を漏えい(過失による場合も含め)のおそれがある精神疾患とはどのようなものが具体的に示すことができるのか。 | ● 本項目では、精神に係る事由を原因として、自らの行動をコントロールできなかつたり、意識や記憶を失ったことがあるか等について調査することを考えています。なお、本項目については、精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、その具体的症状や治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。 |
| 230 | 回答にあるような事実を確認する方法は、質問事項に対する本人の回答だけでは済まない。具体的にはどのような方法で確認することになるか。 | ● 「信用状態その他の経済的な状況に関する事項」については、評価対象者の債務状況、金銭の費消状況等について、調査に必要な範囲内において、上司等に質問したり、信用情報機関に照会したりすることを想定しています。 |
| 113 | (参考)前回答分 (第12条2項7号の)借金状態、経済的困窮状態や生活の派手さ加減などを問題にしているのであろう。預貯金の実態や借金の詳細などを資料として提出させるのか。そうだとすれば、私生活の実情を監視されているのと変わらないことにもなるのではないか。 | ● 過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたこと、また、自己の資力に照らし不相当な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられます。かかる観点から、「信用状態その他の経済的な状況に関する事項」を調査事項としたものです。 具体的には、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相当な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、貸金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査することになります。 ただし、一般的な目的とは異なる借入れがある、自己の資力に照らし不相当な金銭消費がある等の事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、評価対象者の資産形成等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。 |
| 231 | 回答では、『必要な範囲』を越える情報を入手した場合には、当該情報は記録する必要はないと考えます」としているが、調査者が記憶するだけであれば、必要な範囲の情報だけを記録するということが可能だが、音声や画像で記録する場合には音声データや画像データが残ってしまう。これをどうするか決めておく必要があるのではないか。また、必要な範囲内という認識で情報を収集したが、必要ないことが後からわかった場合、どうするのか。過剰な情報収集を事前に抑制することと、爾後に抹消することをどのように確保するか。 | ● 評価対象者等への質問を録音、録画等として記録を保存することは想定しておりません。また、必要な範囲内という認識で行った調査であるのであれば、通常その結果を含め一連の調査経過を明らかにしておくため、これを保存しておく必要があると考えますが、明らかに保存する必要を認められないものは、これを保存する必要はないものと考えます。 |
| 118 | (参考)前回答分 (第12条4項の)「質問」という対話形式で情報を得るとなると、実際には決められた質問事項以外のことについても聞いてしまうことになる。「必要な範囲」を超える情報を得てしまうことが往々にして起こり得るのではないか。そのような情報は本来、収集目的に入っていないのであるから、記録化しない、行政機関の長に報告しないということになるのか。 | ● 仮に「必要な範囲」を超える情報を入手した場合には、当該情報は記録する必要はないと考えます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 232 | 「必要に応じ、判断することになる」とあるが、これでは判断者が必要と判断すれば必要なのだということになりかねない。一定程度類型化しておく必要があるのではないか。 | ● 資料の提出は、評価対象者が記入した質問票の内容と行政機関の長が人事管理の必要から把握している情報との間で不一致がみられる場合や、事実が判然としない場合等においてこれを求めるものですが、その必要性については各行政機関において個々具体的に判断する必要があると考えております。 |
| 119 | (参考) 前回回答分 (第12条4項の)「評価対象者に対し資料の提出を求めさせ」の「資料」は、「第二項の調査を行うため必要な範囲内」という条件の下で要求されるものである。私生活や健康状態、生活状態など広範にわたる情報の提供を求められる可能性がある。提供させるべき資料の範囲を限定する必要があるのではないか。 | ● 適性評価のための調査事項は第12条第2項各号に掲げるものに限られています。資料の提出についても、同事項に関する調査に必要な範囲で求めるものであり、広範にわたる情報の提出を求めるものではありません。提出を求める資料については、各対象者の質問票の記載内容を確認しながら、必要に応じ、判断することになると考えます。 |
| 233 | 本人の同意があるとは言え、この場合、本人は立場上同意をせざるを得ない状況下にあるので、全くの自由意思とは言えない。本人の同意を得るときに、医療機関等第三者に対する問い合わせについてどれほど具体的に説明しているかにもよる。さらに、医師が患者にどこまで詳しく説明しているかという問題もある。本人が認識していないことを、行政機関が聴き出すことまでしてよいのか。 | ● 評価対象者に対して、医療機関等第三者に対して照会する可能性があることは、適性評価の実施の告知の際に説明を行うことを予定しています。 ● 行政機関から医療機関等に対して行われる照会は、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがないかどうかを調査するため行われるものであり、これに対する回答は、照会を受けた医療機関において適切に判断されるものと考えております。 |
| 120 | (第12条4項の)「報告を求めること」「できる」というのは、その者に権限を与えることは明らかであるが、相手に対応義務を負わせているのか、少なくとも負わせていない場合もあると解すべきなのではないかという問題がある。国会での政府答弁は、回答義務があるということであったが、一律に義務があると解すべきなのか。医療に関する個人情報のように秘匿性が高く、秘匿性を守ることについて患者の要求の度合いが高い情報について回答義務があるとすることは、医療機関が患者の秘匿性の高い情報を第三者である行政機関に提供してしまうことを意味するから、そのことを意識して医療を受けない、医療を受けても本当のことを言わないという、治療にとって明らかにマイナスの事態が生じる。これはきわめて問題である。一律に義務づけるという構造にしてしまうと、回答を義務づける事項を限定しなければならないのではないか。 | ● 第12条第4項により、行政機関の長は、調査に必要な範囲内で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされており、法的には、それを受けた公務所等は、原則として報告すべき義務を負うと解されます。しかし、罰則等により強制されることはありません。 実際の取扱いについては、本人の同意を得ていることをお示しした上で照会することとなるので、照会を受けた医療機関や医師が、本人の同意があるにもかかわらず回答しないことはないのではないかと考えます。 |
| 121 | (参考) 前回回答分 医療機関以外の者についても、一般的に回答義務があるとよいのか。義務はないとするか、あるとしても限定する必要があるのではないか。 | |
| 234 | 理由の告知は苦情の申出とは意味内容が明らかに異なる。第13条第4項但書の規定があることと対比して、第14条の苦情の申出に理由の通知を求めることが含まれると読むことはむずかしいのではないか。むしろ、第13条但書から「あらかじめ」を削除し、いつでも通知を希望しない申出ができるようにするだけでよいのではないか。 | ● 適性評価の実施の運用上、同意を得る段階で、理由の通知の希望の有無を確認することを予定していますが、「あらかじめ」とは、「適性評価の結果の通知が通知される前までの間に」との趣旨であり、評価対象者本人が、適性評価の実施途中で、当初示した自らの意向を翻し、理由の通知を希望しない旨申し出た場合には、本人の意向を尊重し、理由の通知をしないこととなるものと考えております。 |
| 123 | (参考) 前回回答分 (第13条4項の)「評価対象者が理由の通知を希望しない場合を」「あらかじめ」に限定してしまうと、適格と判断されたいと思う者は、必然的に、あらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出ないことになるのではないか。 | ● 適性評価は、行政機関の職員に加え、適合事業者の従業者も対象となります。また、理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行う必要があり、例えば、質問を行った関係者に影響が及ぶおそれがある場合など、具体的な情報源を明らかにできないときがあり、そのような場合、理由の通知の仕方についても、慎重な検討が必要となります。 こうした中で、多数の適性評価を円滑に行うためには、適性評価の実施に当たり、同意を得る段階で、理由の通知の希望の有無についても確認することが適当であると考えます。 なお、本法には苦情の申出制度があり、仮に通知を希望していなかったとしても、苦情の申出により改めて理由の通知を希望すれば、これに回答することになると考えます。 |
| 124 | (参考) 前回回答分 理由の通知を希望しない旨の申出を事前に限定しなければならない理由はなにか。事前放棄しない者については、その時点ですでに事実上、不適格の評価がなされるという疑問を抱かれることにならないか。不適格という結果が出て初めて理由を確認したいと思うようになるのが自然であることからすれば、爾後でもよいとしてもよいのではないか。 | |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 235 | <p>これまで行政機関が直接監視する仕組みにはなっていなかったのではないかと。その場合でも秘匿性の高い情報の管理の仕方を具体的に指示していたのは国の行政機関側ではなかったのか。これまでも秘密情報に関する権限が事業者に移ることはなかったのではないかと。同じであるならば、特段の不都合がないかぎり従前と同様でよいのではないかと。</p> <p>第1回回答には、「適合事業者は信頼ある適性評価を行うことができる立場になく」とあるが、現実的な情報管理の適正化の確保という観点からすれば、このような見方は形式的な建前論であり、意味がない。要は的確な管理を実行させることができるかどうかであり、第8条第2項で対処の仕方を規定しているのではないかと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法では、指定をした特定秘密について、行政機関の長が必要な保護措置を講ずるとされており、適合事業者に特定秘密を提供する場合についても、御指摘のとおり、行政機関の長が行政機関と適合事業者との間の契約において、適合事業者による特定秘密の保護に関し必要な事項について具体的に定めることとされています。 ● 適性評価は、特定秘密を保護するための人的管理の措置として重要な事項であり、特定秘密について保護措置を講じる行政機関の長がこれを行うことが適切です。さらに、本法では、適性評価を実施するに当たって必要な情報を取得するため公務所及び公私の団体への照会権限を新たに設けたところであり、この点からも行政機関の長が適性評価を実施することが適切と考えます。 |
| | <p>これまで公務所や公私の団体への照会権限がないことでどのような不都合が生じていたのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 本人及び上司等への質問に加えて、公務所や公私の団体に照会を行い、回答が得られるようになれば、質問に対する回答の真偽や事実の確認等に関してより客観的な判断を行うことができるものと考えます。 |
| 125 | <p>(参考)前回答分 事業者以上に行政機関が事業者の従業員の個人情報を大量に有している関係は異常である。事業者が雇っている従業員による漏えい防止を、行政機関が主体となって行うことにする本制度では、その徹底を期するがゆえに際限なく調査を行なうか、逆に、ごくごく形式的なものになってしまったり恣意的な運用をする者が出てきたりする可能性があるのではないかと。現在の自衛隊法では、これらの問題は契約事項として事業者側の責任において行われることになっている。制度設計としてはこちらの方が合理的なのではないかと。不合理だとすれば、どのように不合理なのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、当該特定秘密を保有する行政機関の所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関との契約に基づき行われるものです。このような適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、物件の製造又は役務の提供を業とする者と行政機関との契約に基づく一時的なものであり、特定秘密の保護の責任が取扱いの業務を行わせる特定秘密を保有する行政機関の長にあることには変わりはありません。したがって、適合事業者は信頼ある適性評価を行うことができる立場になく、特定秘密を適合事業者に取り扱わせる行政機関の長が適合事業者の従業員の適性評価を実施する必要があります。特に本法では、公務所又は公私の団体への照会権限が新たに規定されるなど、自衛隊法にはない権限が認められており、行政機関の長が適性評価を行うことが適当と考えます。 |
| 236 | <p>第1回回答では、「実施された適性評価について」としているが、実際の調査事項や調査の実態等について苦情の申出ができるということでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、実際に評価対象者が受けた質問が不適切なものであったことに対する苦情など、本人に対して実施された適性評価に関する内容について、評価対象者は苦情の申出ができます。 |
| 126 | <p>(参考)前回答分 (第14条1項の)「当該評価対象者について実施された適性評価について、…苦情の申出をすることができる。」ということは、調査事項、調査の実態等について苦情の申出ができるということか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象者について実施された適性評価について苦情の申出ができます。 |
| 237 | <p>第1回回答では、「申出の内容に応じた結果」としているが、結論だけという理解でよいのか。 都道府県公安委員会には苦情申出制度があるが、実際の運用では、回答がないか、あったとしても「捜査はすべて適正でした」というような極めて抽象的な文言が多く、およそ苦情にまともに対応しているとは言えない状況がある。これと同じようなものだとすると、ほとんど意味がない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情の申出の内容に応じた結果を通知することとなりますが、通知内容の在り方については現在検討中です。 |
| 128 | <p>(参考)前回答分 (第14条2項の)「処理の結果を…通知する」とあるので、結論だけがごく簡単に書かれた通知に止まるように読めるが、そうか。申出者に一定程度理解してもらおうと考えるのであれば、結論に至る理由説明をある程度した方がよいのではないかと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 苦情の申出の内容に応じた結果を通知することを想定しています。 |
| 238 | <p>仕事を(ほとんど)何もさせない、というも、「不利益な取扱い」になるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の例も、苦情の申出をしたことを理由として行うことを禁止される「不利益な取扱い」に当たるものと考えられます。 |
| 129 | <p>(参考)前回答分 (第14条3項の)「不利益な取扱い」とはどのようなことを指すのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 降格、減給、懲戒処分はもとより、これらに該当しない訓告・嚴重注意・自宅待機命令、不利益な配置の変更など人事上の差別取扱いの作為又は不作為、昇給、昇格など給与上の差別取扱いの作為又は不作為、退職の強要、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどが考えられます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|---|
| 239 | 防衛省と防衛産業の関係は、現在、契約関係があるだけで、企業の従業員の管理は企業側の責任において行われている。これを法律施行後、防衛省の職員が直接行うことになると、とても処理しきれなくなるのではないかと。どのように対応するのか。 | ● 実際の運用については、関係機関等の意見を伺いつつ、今後検討してまいります。適性評価が法の趣旨に則り適切に実施されるよう、検討してまいりたいと考えております。 |
| 131 | (参考) 前回答分 適性評価のための調査(12条4項)を他の行政機関に委託することができるのか。 | |
| 132 | (参考) 前回答分 (他の行政機関に委託)できるとすると、調査情報は、一旦、受託者に集まる。それを委託した行政機関に提供することになるが、データで管理している情報であれば、受託者に情報が残る。ここでの利用制限に関する規定がない。どうするのか。 | ● 調査事項の調査を行うため必要な範囲内で行われる質問等の調査(第12条第4項)は、評価対象者の所属する行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、調査の委託はできません。 |
| 240 | 適合事業者の評価としては問題ない従業員であっても、国の行政機関が行う適性評価では適性ではないと評価されることが起こり得る。この場合、適合事業者が適当と考えていた従業員を特定秘密を取り扱う業務に従事させることができなくなり、適合事業者内で評価を下げることになるのではないかと。派遣労働者の場合、派遣が中止になることがあるのではないかと。 | ● 本法においては、前回答でお答えしたとおり、適性評価の結果等の通知内容を人事考課等に利用することができないよう、その利用又は提供を禁止しております。 ● このため、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合でも、適合事業者における人事評価には影響することはありませんが、評価対象者は特定秘密を取り扱うことができなくなることに伴い、適合事業者において特定秘密の保護を目的とした配置換え等の措置をとることが考えられます。 ● 派遣労働者に関しては、適性評価により派遣業務を遂行できなくなった場合には、派遣契約の中途解約につながる可能性も考えられますので、その場合の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置については、派遣契約にあらかじめ定めることとされており、派遣元事業主において、この定めに基づき、労働関係法令に従って適切に措置されるものと承知しております。 |
| 133 | (参考) 前回答分 不適格になったら、適合事業者としては、そのことだけで労働者を不利益に扱うことは大いにあり得るのではないかと。そうさせないための実効性ある方法とは何か。 | ● 民間事業者には、行政機関の長が行う適性評価の結果や、同意をしなかった場合には、その旨のみが通知されます。そして、第16条第2項において、適合事業者は、通知内容を人事考課等に利用することができないよう、利用又は提供を禁止しております。もし人事考課等で不利益に扱われた場合には、例えば民事上の訴訟の対象となることも考えられます。 |
| 241 | 防衛省はこれまで民間企業の従業員については民間企業に対応を任せていたのではないかと。現在の民間企業や独立行政法人などで適性評価の対象になり得る従業員や研究者などはどれくらいの人数がいるのか。それを法律施行後は国の行政機関の職員が直接行うのか。この場合の職員として警察庁や都道府県警察からの出向者や出身者を当てることはあり得ないのか。 | ● 民間企業の従業員で適性評価の対象となる者の数について、現時点において確たる数を網羅的に把握してはおりません。一方で、内閣情報調査室については、情報収集衛星に関連する契約に基づき特別管理秘密の取扱いを含む業務を約20社が行っており、おおむね千人程度の従業員が特別管理秘密を取り扱っています。また、現行の防衛秘密制度下での契約業者における防衛秘密の取扱者数については約3,300人となっています。特定秘密についても、現在と同程度の従業員が適性評価の対象となるのではないかと考えております。 ● 適性評価は、適合事業者と契約している行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、警察庁や都道府県警察からの出向者等が人事交流等により当該行政機関の職員として従事することが全くあり得ないわけではありませんが、警察庁等からの出向者等が主導的にこれを行うことは想定されません。 |
| 134 | (参考) 前回答分 行政機関内部だけならばともかく、民間企業の従業員、派遣労働者について個別の調査を行なうことを予定しているから、この場合、当該行政機関の職員だけで対応できるのか。 | ● 適性評価は、当該行政機関の職員だけで行います。 |
| 242 | 細目がないと実際には同種の情報の管理対応が異なるという事態が起こり得るのではないかと。それで特に問題はなかったのか。各省庁が秘匿性の高い情報として扱っているものが大量で多種多様だと統一した運用基準はむずかしく、基準は作ったが基準に従わないという事態が起こりかねない。各省庁が統一した基準に従って処理できる程度の量と多種多様さという理解でよいのか。 | ● 御指摘の懸念を回避するため、運用基準を策定するに当たり、関係省庁の意見を聞きながら検討を進めているところです。 |
| 136 | (参考) 前回答分 (第18条に関して) 行政実務では実際に存在する秘匿性の高い情報について統一した基準あるのか。 | ● 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日付けカウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、各省庁において、平成21年4月から特別管理秘密制度が導入されていますが、本法の運用基準で規定することを予定している細目のような基準はありません。 |
| 243 | 日常的な監視がないと、適合事業者の従業員等の異常についてはどのようにして把握するのか。 | ● 適合事業者の従業者については、行政機関と適合事業者との間の契約で、関係職員の連絡等について規定を置くことを検討します。関係職員の連絡等をどのように行うかについては今後検討してまいります。適合事業者から連絡を受ける事項については通常の人事管理を行う上で把握したものを想定しており、日常的に監視することはありません。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|--|
| 140 | (参考) 前回答分 第12条2項1号ないし7号に関する詳しい最新情報を集めようとするれば、日常生活について日常的に監視し続ける必要がある。当該行政機関の職員(17条)でも対応し切れないであろう。諸外国の例では、連邦人事局(アメリカ)、国防調査庁・外務省(イギリス)、連邦憲法擁護庁(公安警察)・軍防諜局(ドイツ)、内務省中央国内情報局(フランス)などに委託されている。我が国では、警察庁(公安警察)に委任することになるのではないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適性評価では、第12条第2項の調査を行うため必要な範囲内において、評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者への質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体への照会を行うものであり、日常生活について日常的に監視をするということはありません。 ● 調査事項の調査を行うため必要な範囲内で行われる質問等の調査(第12条第4項)は、評価対象者の所属する行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、調査の委託はできません。 |
| 141 | (参考) 前回答分 適合事業者は自社の従業員についてこのような監視がされることを許容しているのか。 | |
| 244 | 回答なし。 適合事業者よりも国の行政機関の方が詳しい個人情報を収集することになりかねない。このことを適合事業者の対象になりそうな企業などは了解しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適性評価を実施するに当たっては、行政機関の長は適合事業者の従業員から適性評価を実施することについて直接に同意を得ることとしており、仮に適合事業者よりも詳しい情報を取得したとしても問題ないものと考えます。 |
| 141 | (参考) 前回答分 適合事業者は自社の従業員についてこのような監視がされることを許容しているのか。 | 同上 |
| 245 | 回答なし。 回答されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密に係る事件の捜査及び刑事裁判手続については、個別の事件の事実関係を踏まえ、本法及び刑事訴訟法等の関係法令に基づき、捜査及び検察当局において適切に対処されるものと考えており、御指摘の機関において、個別の事件を離れて、一般的・抽象的な特段の検討がなされているとは承知しておりません。 |
| 143 | (参考) 前回答分 捜査方法や刑事裁判手続について、警察庁、最高検、最高裁で検討しているのか。しているとすれば、どのようになっているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法第10条で、刑事事件の捜査及び公訴の維持に係る特定秘密の提供について必要な事項を定めています。 ● 特定秘密に係る事件の捜査及び刑事裁判手続については、関係当局が本法及び関係法令に基づき適切に対応することとなります。 |
| 246 | 犯罪捜査においては現場保存が基本である。捜査が終了するまで現場を変更することができない。変更は証拠隠滅になりかねない。他方、情報の保全としては迅速な対応が必須である。両者の関係をどう考えるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本法に定める犯罪があると思料される場合、捜査機関において、法と証拠に基づき、必要な捜査が行われるものと考えられますが、これと御指摘の「情報の保全」とは別個のものとして取り扱われるべきと考えます。 |
| 144 | (参考) 前回答分 既遂は「漏えい」であって漏えい後の公表や報道ではない。外務省機密漏えい事件でも犯罪行為は漏えいしたことであって、新聞に曖昧に書いたことや、国会の審議に出たことではない。例えば、同じ役所の中で、取扱業務従事者以外の者が当該役所内において当該役所の業務のために研究するために特定秘密を管理場所から持ち出した場合、24条1項違反が問題になり得る(但し、目的犯にしたことで、処罰対象にならない可能性はある。)。これを犯罪として問題にするか、適正管理の逸脱の問題とするか。犯罪として問題にすると、現場を保存する必要があり、それをしないと証拠隠滅の問題が起こる。役所内が捜査対象になることから業務への支障が起こるのではないのか。また、犯罪でないから軽視してよいという事態ではない。権限者(取扱業務従事者)以外の者が情報を取得できる管理環境に問題がある。罰則の適用よりも情報管理の適正化こそを重視すべきだと考える。犯罪捜査と適正管理の関係をどのように考えるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の保護に関し必要な措置は、法5条1項、3項及び5項、6条2項、7条2項、8条2項並びに10条1項の規定に基づく政令等で定められ、これらの規定により、厳格な保護措置を講じることが求められることとなります。政令等では、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員等の範囲を定めるとともに、必要な物的保護措置を定めることなど、取扱い等の権限を有する者以外の特定秘密へのアクセスを防止するための措置についても規定し、御指摘の「情報管理の適正化」に一層遺漏無きを期して参りたいと考えています。 ● また、本法に定める犯罪があると思料される場合、捜査機関において、法と証拠に基づき、必要な捜査が行われるものと考えられますが、これと御指摘の「適正管理の逸脱の問題への対応」とは別個のものとして取り扱われるべきと考えます。 |
| 247 | 非公知性が失われていない場合の逮捕状、勾留状の被疑事実の記述はどのようにするのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の逮捕状、勾留状においては、特定秘密の内容そのものを記載することは本法上許容されないと考えており、個別の事案の事実関係に応じ、被疑事実を特定するのに十分で、かつ、秘匿を要しない範囲で、当該特定秘密の種類、性質等の記載がなされるものと考えます。例えば、特定秘密の内容そのものを明示することなく、「暗号に関する特定秘密」という記載によって、被疑事実を特定することが考えられます。 |
| 145 | (参考) 前回答分 既遂については、インターネット上に出してしまったような場合で、だれにでも知られてしまう環境になっている場合と、漏えいの相手方に当該情報が渡っているだけで公表されていない場合があり得る。前者については検察官は当該情報を公開法廷に顕出して被疑者・被告人は実質秘性を争うことになるのか。後者については警察・検察・令状裁判官は当該特定秘密を逮捕状や勾留状の被疑事実に記載するのか。起訴後の裁判手続はどうか。 | <p>[インターネット上で公表された場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密と同一性を有する情報が、インターネット上で公表されたと認められる場合には、一般には、「公になっていないもの」との要件を満たさず、行政機関の長は特定秘密の指定を解除することになります。検察官が当該情報を公判廷に顕出するかは事案ごとに判断することになりますが、その判断は当該情報が既に特定秘密ではなくなっていることを前提とすることになります。 <p>[漏えいの相手方に情報が渡っているだけで公表されていない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の漏えいの後も、なお非公知性が失われていない場合は、当該情報が特定秘密であることを前提に、本法及び関係法令に基づき、警察、検察当局等において適切に対応することになると考えます。なお、被疑事実を特定するために、特定秘密そのものを逮捕状等に記載することは許容されないものと考えます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|--|
| 248 | パソコンの操作ミスも過失になり得るのか。そもそもパソコンの操作ミスによる流出等が生じにくい環境にする必要があるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第22条第4項の「過失」の認定は、個別具体的な事実関係を踏まえて行う必要があると考えており、ご指摘のような事案について、一概に過失に該当するか否かをお答えすることは困難と考えます。 ● ご指摘のとおり、「パソコンの操作ミスによる流出等が生じにくい環境にする」ことは重要であると考えます。このため、特定秘密を取り扱う情報システムについては、例えば、インターネット環境への不接続、特定秘密に係るアクセス権限の管理等の措置が考えられるところであり、必要な検討を進めてまいります。 |
| 147 | (参考) 前回回答分 「過失」の行為類型としてどのようなことを想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「過失により」とは、漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特定秘密であることを失念して当該特定秘密に係る情報を自己以外の者に告知した場合、特定秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定されます。 |
| 249 | 適正管理の実行確保に遺漏無きを期するのは当然である。これを実行させるためには実行を確保するための仕組みが必要であり、逸脱(のおそれ)を速やかに発見し直ちに対応できるようにする必要がある。漏えいや改ざん、抹消などが起こらないよう管理義務違反への対処が重要だと考えるが、どのように考えるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘のとおり、「特定秘密の適正管理の実行確保のための仕組み」は重要であると考えております。 ● 例えば、防衛秘密制度においては、防衛秘密の保護の状況に関し、①防衛秘密文書等を保管する施設設備、保管容器、複写機、裁断機等、②防衛秘密文書等の作成、交付、保管、廃棄等の状況等、について定期検査を行うほか、必要に応じ臨時検査を行うこととされています。 ● 定期・臨時検査を含む実効的な特定秘密の保護措置のあり方については、防衛秘密制度の運用等を踏まえつつ、必要な検討を進めて参ります。 |
| 148 | (参考) 前回回答分 漏えい後に過失犯として処罰するよりも、漏えい前に適正管理の実行確保とこれに対応する管理義務違反を設定した方が情報漏えいの防止に有効なのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の保護に関し必要な措置は、法5条1項、3項及び5項、6条2項、7条2項、8条2項並びに10条1項の規定に基づく政令等で定められ、これらの条の規定により、厳格な保護措置を講じることが求められることとなります。これにより御指摘の「適正管理の実行確保」に遺漏無きを期していきたいと考えています。 |
| 250 | 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の条文には、適性評価制度に関する規定がないが、事実上独自のものを行っているのか。行っているとすれば、どのような調査か。秘密保護法施行後もそのまま継続するのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防衛省においては、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」に基づく「特別防衛秘密」を取り扱う者の指定に当たって、秘密取扱者適格性確認制度により適格性を確認しているものと承知しております。また、今後の対応については、現在、防衛省において検討しているものと承知しております。 |
| 154 | (参考) 前回回答分 防衛省が保有する情報はすべて公文書管理法3条の適用を受けないという理解でよいのか。同条の規定の改正は必要ないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防衛秘密及び特別防衛秘密は、管理が厳格で、かつ図画や物件等も含めて一体的に管理されていた実態に鑑み、自衛隊法等又はMDA秘密保護法等の規定が公文書管理法にいう「特別の定め」に当たるとして、自衛隊法等又はMDA秘密保護法等に基づき、管理が行われています。 ● 他方、特定秘密については、現在公文書管理法が適用されることを前提に詳細を検討中であり、同条の規定の改正は必要ないと考えています。 |
| 251 | 「防止をするための措置又はこれに関する計画若しくは研究」のうちのごく一部の断片的な情報で、「防止をするための措置又はこれに関する計画若しくは研究」を推測できない限度の場合は対象とならないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個別具体的な内容によるため一概に申し上げることは困難です。 |
| 160 | (参考) 前回回答分 (別表第三号イの)「防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「措置」としては、特定有害活動への適切な対処を確保するため治安機関がとるべき措置が、また、「計画」としては、「措置」の手順等をまとめた計画が、さらに、「研究」としては、「措置」の効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究がそれぞれ挙げられます。 |
| 252 | 「情報の収集整理又はその能力」のうちのごく一部の断片的な情報で、「情報の収集整理又はその能力」を推測できない限度の場合は対象とならないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個別具体的な内容によるため一概に申し上げることは困難です。 |
| 162 | (参考) 前回回答分 (別表第三号ハの)「情報の収集整理又はその能力」というのは、具体的にどのようなことを指すのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「収集整理」としては、本号口に掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法等が挙げられ、また、「その能力」としては、情報提供者等から情報を収集する際の情報源、情報入手頻度等が挙げられます。 |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|---|
| 253 | <p>地下鉄サリン事件をテロ対策の問題として考えるのは誤りである。基本的な捜査のあり方と警察庁と都道府県警察の連携のあり方の問題として考えるべきである。</p> <p>すなわち、オウム真理教の異常性は、洗脳された子どもが帰って来ない、逢わせて貰えないということで、坂本弁護士一家が殺害される前から社会問題化しつつあった。坂本弁護士一家全員が殺害された後も、オウム真理教の特異性は増長の一途を辿り、各地で地元住民とトラブルを起こし、市町村は住民登録の拒否などの形で応戦していた。オウム真理教の信者たちを身近に見る一般の人々にとって身の危険を感じさせるような存在になりつつあった。そのような中で、松本サリン事件、上九一色村サリン漏えい事件などが起こり、その延長線上に地下鉄サリン事件が発生した。犯罪捜査は初動捜査の最重要である。しかるに、神奈川県警は失踪扱いし、初動捜査を怠った。坂本弁護士一家の失踪が犯罪がらみの可能性があれば、警察庁が積極的に動いてもよいはずだが、そのような動きも無かった。警察庁を中心に警視庁、静岡県警、神奈川県警、長野県警、山梨県警などが連携して坂本弁護士一家拉致事件(結果的には「殺害事件」であるが)に精力的に取り組み、オウム真理教の逸脱行動を牽制していれば、せめて松本サリン事件で的外れの捜査をしていなければ、オウム真理教は慎重になったであろう。松本サリン事件で本格的な広域捜査が取り組まれていれば、あのような大胆な無差別殺人ともいべき地下鉄サリン事件は起こらなかったであろう。これらの捜査のあり方についての根本的な見直し乃至反省なしに国内テロ対策を論じても空論である。</p> <p>坂本弁護士一家拉致(殺害)事件から地下鉄サリン事件に至るオウム真理教関係者の動きと捜査機関側の対応の実態について検証はなされているのか。そして捜査機関の捜査のあり方としてどこにどのような問題があったという総括になり、それに対する対策はどのようなものかを明らかにされたい。まとまった報告書や書籍があれば教えて頂きたい。</p> <p>安易に通常の捜査のあり方から離れたテロ問題にしてしまうべきではない。</p> | <p>● オウム真理教関連事件における反省教訓については、警察において、(1)高度な科学技術についての知識不足、(2)特殊な閉鎖的犯罪組織についての情報不足、(3)都道府県警察の管轄区域外の権限についての制限、があげられているものと承知しています。</p> <p>また、オウム真理教関連事件のような新たな様態の組織犯罪への対応については、(1)科学捜査態勢等の強化、(2)情報収集体制等の強化、(3)指揮・連携体制の強化、(4)社会的な防犯体制の強化、(5)サリン等の原料物質の管理、(6)国際協力の推進、があげられているものと承知しています。</p> <p>(平成8年版警察白書より引用)</p> |
| 166 | <p>(参考)前回答分(別表第四号イの)「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本においてあるのか。あるとすれば、どのような事実から判断できるのか。</p> | <p>● 平成7年に発生した地下鉄サリン事件にもみられるように、「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本国内にも存在しているといえます。</p> |
| 254 | <p>地下鉄サリン事件以後、我が国でテロ事件は起こっているか。起こっていれば、その詳細を明らかにされたい。</p> | <p>● 地下鉄サリン事件以降、同事件のような大規模な国内テロ事件が発生したとは承知しておりません。</p> |
| 167 | <p>(参考)前回答分(別表第四号イの)「防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。</p> | <p>● 「措置」としては、重要施設の警備の実施状況等が、また、「計画」としては、重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領等が、さらに、「研究」としては、テロ発生時の諸外国の対応要領の研究等が挙げられます。</p> |
| 255 | <p>「情報の収集整理又はその能力」のうちのごく一部の断片的な情報で、「情報の収集整理又はその能力」を推測できない限度の場合は対象とならないのか。</p> | <p>● 個別具体的な内容によるため一概に申し上げることは困難です。</p> |
| 169 | <p>(参考)前回答分(別表第四号ハの)「情報の収集整理又はその能力」というのは、具体的にどのようなことを指すのか。</p> | <p>● 「収集整理」としては、本号口に掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法等が挙げられ、また、「その能力」としては、情報提供者等から情報を収集する際の情報源、情報入手頻度等が挙げられます。</p> |
| 256 | <p>坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会・事務局を務めていた瀧澤秀俊弁護士作成HP http://www.mars.dti.ne.jp/~takizawa/keisatu8.html 中の「警察の問題点 96/11/13」に指摘されている捜査の問題点について、警察庁、警視庁、関係県警はどのような総括をしているのか。</p> | <p>● 坂本弁護士事件については、平成8年の警察白書において、「坂本弁護士事件についても、坂本弁護士の居宅に教団のバツジ(ブルジャ)が残されていたことなどから、教団の関与を視野に入れつつ捜査を行ってきたが、教団の閉鎖性が強かったため内部情報がほとんど得られず、かつ、組織的な証拠隠滅活動がなされたため、結果として捜査に相当の時間を要することとなった」との記載があります。</p> |
| 166 | <p>(参考)前回答分(別表第四号イの)「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本においてあるのか。あるとすれば、どのような事実から判断できるのか。</p> | <p>● 平成7年に発生した地下鉄サリン事件にもみられるように、「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本国内にも存在しているといえます。</p> |

| | 質問事項 | 回答 |
|-----|---|---|
| 257 | <p>「別添」では、米国、ドイツ、フランスの有効期間の延長欄で、「原則…」という書き方をしているが、各例外はどのような規定になっているか。</p> | <p>【米国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 50年まで延長が認められている情報は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 秘密の人的情報源、外国政府若しくは国際機関の情報機関との関係その他の情報源に関する情報、又はインテリジェンスの方法(開発中のものを含む。)の有効性を害する情報 ② 大量破壊兵器の開発、製造又は利用に資する情報 ③ 暗号に係るシステム又は活動を害する情報 ④ 米国の武器システムへの最新技術の応用を害する情報 ⑤ 正式な現行の軍事計画、又は過去の軍事計画の作戦・戦術的内容であって現行計画にも盛り込まれているもの ⑥ 外国政府との関係や現行の外交に深刻な損害を与える情報 ⑦ 大統領、副大統領その他国家安全保障の観点から警護することが認められた者に対する米国政府の警護能力を害する情報 ⑧ 国家安全保障上の緊急対応計画に深刻な損害を与え、又は、国家安全保障に関するシステム、整備又は施設の脆弱性を明らかにする情報 ⑨ 法律、条約又は国際合意が25年の自動解除を認めない場合 ● 75年まで延長が認められている情報は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 秘密の人的情報源 ② 大量破壊兵器の主要な設計概念 <p>を開示することになることが明白かつ確実に予想される記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 75年を超える延長には、秘密指定に関する省庁間上訴委員会の承認が必要です。 <p>【ドイツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 30年を超える延長には、延長の理由(権限のない者のアクセスから継続して守るべき事項である場合、保存期間内にある他の秘密事項と密接な関係のある事項である場合等を想定。)を文書に記載し、所管する最上級連邦官庁の承認が必要です。 ● なお、情報機関については別の規定が設けられており、BND(連邦情報庁)は秘密指定期間60年、BfV(連邦憲法擁護庁)は同期間30年です。 <p>【フランス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全保障に関するものは50年が有効期間の上限ですが、大量破壊兵器に関する情報を拡散するおそれのある記録は、無期限に非公開です。 |
| 170 | <p>(参考)前回答分 今回(3月5日)に送っていただいた諸外国の秘密保全制度の比較表では、「有効期間」の欄が追加され、当該欄には(英国以外は)期間の延長の可否及び年限が記載されているが、秘密指定の原則的な(=初期の)有効期間は当該欄に記載されている延長期間と同じということか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 諸外国の秘密保全制度の比較表については、御質問を踏まえ、秘密指定の原則的な(初期の)有効期間及び有効期間の延長の上限を明確に区別する形で、別添のとおり修正いたしました。 |
| 258 | <p>個人情報の収集手続に違反があった場合、慰謝料請求は国会賠償請求訴訟になると思われるが、個人データの開示請求や利用停止・消去請求は行政機関個人情報保護法に基づくことになるか。同法第36条第3項では、「開示を受けた日から」という規定の仕方をしているので、開示がされないと利用停止・消去請求ができない。常に開示されると理解してよいのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 適性評価に関する個人情報は、行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定する「保有個人情報」に該当し、何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができるものと考えられます。行政機関の長は、同法に基づく請求があれば、同法の規定に基づき、開示決定等を個別に判断することとなるものと考えております。 |
| 177 | <p>(参考)前回答分 法第14条第2項の「行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。」という規定で想定している制度は、(1)国家公務員法における一般の公平制度類似の制度を予定しているのか、(2)防衛人事審議会のような第三者的立場の有識者を入れた制度を予定しているのか、又は(3)上記(1)の制度より、より簡略な制度を想定しているのか説明して頂きたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な苦情処理手続等については現在検討中ですが、行政機関の長、具体的には苦情処理を担当する部署において、苦情処理手続や苦情処理結果の通知手続を行うことを考えています。従いまして、(1)または(2)のような制度は想定しておりません。 |
| 259 | <p>第5条第4項の「当該指定をした旨を通知」というのは、具体的にどのように実行するのか。通知し忘れが起こらないよう、通知する方法を客観化した後に確認できるようにしておく必要があるのではないのか。「当該指定に係る特定秘密を保有させる」場合、秘密指定の表示がなされている紙の文書として交付して保有させるのか、その他の対応もあるのか、どのような対応か。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の「当該指定をした旨を通知」する方法については、御指摘も踏まえ、事後的に適切に確認できるように客観化した方法となるよう規定していきたいと考えております。 ● また、法第5条第4項は、行政機関の長が指定をした場合において、適合事業者には、当該指定に係る特定秘密を保有させることができることについて定めるものです。具体的には、適合事業者には、武器等の試験を行わせる場合や武器の部品等の物件を製造させる場合であって、試験結果が生じ、又は物件が製造されると同時に当該試験結果や製造された物件を特定秘密として保護しなければならぬときに、直ちにこれを特定秘密として保護させることができるようにする必要があると念頭に置いています。 |
| 184 | <p>(参考)前回答分 「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」について 同案2頁の「(3)指定の有効期間の延長に伴う措置」の2つ目の○に「職員にその旨を周知させなければならない」とあるが、職員だけで適合事業者の従業員には周知しないのか。また、別の箇所での周知を想定しているのかご教示願いたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密を保有させ、又は提供した適合事業者については、「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」2頁の「(3)指定の有効期間の延長に伴う措置」の1つ目の○中「当該指定に係る特定秘密の提供先」として、指定の有効期間を延長する行政機関の長から、指定の有効期間を延長する旨を通知することを検討しております。 ● 適合事業者内において特定秘密の取扱いの業務に従事する職員については、行政機関が直接に指揮監督できないことを踏まえ、同3頁「法第5条第5項の政令で定める事項(適合事業者との契約で定める事項)」の「これらのほか、特定秘密の保護上必要な措置」の一部として規定し、上記の通知を受けた適合事業者により個々の従業員に対して周知を行わせることを想定しております。 |

別添資料について

(※ホームページに公表している資料については、URLを記載)

平成26年3月5日送付分

別添1 特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（秘密指定、適正評価、罰則）

別添2 特別防衛秘密の保護に関する訓令

http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/a_fd/2007/ax20070427_00038_000.pdf

別添3 カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の抜粋（特別管理秘密の物的管理部分）

資料自体は公表しておりませんが、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の概要については、以下のホームページに公表しております。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/counterintelligence/pdf/basic_decision_summary.pdf

別添4 カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の抜粋（特別管理秘密の人的管理部分）

資料自体は公表しておりませんが、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の概要については、以下のホームページに公表しております。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/counterintelligence/pdf/basic_decision_summary.pdf

別添5 カウンターインテリジェンス推進会議の設置について

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/counterintelligence/pdf/basis_members.pdf

別添6 内閣官房特別管理秘密管理規程

平成26年3月14日送付分

別添1 防衛秘密記録簿

別添2 特別管理秘密文書等に付す標記

別添3 平成26年3月4日（火）参議院予算委員会における西田実仁委員の質疑の答弁起こし（未定稿）

（国会会議録検索システムにおいて上記質疑の議事録が検索できます。）

別添4 特定秘密保護法案審査時法制局提出資料の抜粋（特定秘密保護法別表第1号に関する部分）

平成26年3月24日送付分

別添 特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（秘密指定、適正評価、罰則）（改訂版）（平成26年3月20日時点）

平成26年4月16日送付分

別添1 衆議院議員赤嶺政賢君提出特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対する答弁書（抜粋）

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b183031.htm

別添2 各行政機関における特別管理秘密文書等の件数（平成25年6月30日時点）